

# 緯度経度情報を活用した農林業センサデータ提供の あり方についての調査・研究

研究結果最終報告書

# 目次(1/2)

第1章 調査概要	
1. 農林業センサスについて	4
2. 本調査・研究の実施に至った背景と目的	4
3. 本調査の概要	5
第2章 公表データの活用状況	
1. 農林業センサスデータの公表状況	6
2. 公表データの活用状況について	7
第3章 新たな表章単位の検討	
1. 農林業センサスの活用における課題と新たな表章単位の必要性	9
2. コミュニティの結合要因	11
3. 指標となる要素の検討	12
第4章 現地実態把握	
1. 現地実態把握調査の目的	13
2. 調査候補地の選定	13
3. 実施概要	13
4. 調査結果概要	14
5. 秋津野地域づくり協議会 調査結果	15
6. 小谷村農村地域づくり協議会 調査結果	17

## 目次(2/2)

第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサスデータ提供のあり方	
1. 新たな表章単位の可能性	19
2. 新しいコミュニティの指標（案）	22
3. 農林業センサスデータ提供のあり方 まとめ	45
第6章 農林業センサスにおける緯度経度情報の有用性	
1. 緯度経度情報の有用性	46
第7章 調査・研究結果まとめ	51

## 1. 農林業センサスについて

- 農林業センサスは、5年ごとに我が国の農林業・農山村の基本構造及びその動向を全数調査により把握する最も基幹的な統計調査であり、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計データ及び各種農林統計の作成に必要な母集団情報の提供を目的としている。
- 調査は、全国の農業・林業を営むすべての方を対象とした「農林業経営体調査」と全国の農業集落を対象とした「農山村地域調査」が実施されている。

## 2. 本調査・研究の実施に至った背景と目的

- 現在、農林業センサスで公表が可能な集計の最小単位は「農業集落」であり、農林水産省では、個々の農業経営体や地域調査を実施することで農業集落の実態把握を行ってきた。
- しかしながら、昨今の農林業を取り巻く環境は非常に厳しく、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少など様々な課題が山積し、農業集落の実態も以前と大きく変わってきている。結果として、データの秘匿措置の対象となる農村集落が多数生じ、今後もさらに増加することが見込まれる。
- 農林業が多くの課題を抱える中、時代に合わせた新たな農業施策の立案を進めていくためには、地域の実態をデータ上で可視化していく必要があるが、秘匿措置の対象地域の増加により、データの利活用に影響が出ることが懸念される。
- 農林水産省では、農林業センサスデータの将来における一層の活用を見据えて、調査対象者の住所情報を緯度経度の位置情報に変換した「ジオコーディングデータ」の作成に取り組んできた。これにより、電子地図上において任意の範囲で統計情報を表示・集計することが可能となった。
- 一方で、緯度経度情報を用いて調査対象者の個別データをプロットすることにより、個々の調査対象者の位置情報が明らかになるうえに、付帯する調査結果データを含めた調査対象者の個人情報についても明らかになってしまふなど、個人情報保護の観点から検討すべき課題が多いため、現段階では実用化には至っていない。
- 本調査・研究は、社会経済構造を取り巻く情勢の変化や、緊急を要する事象へのより一層の貢献を目指し、既存の農林業センサスにおける地域別表章データ提供の課題を整理するとともに、緯度経度情報を活用したデータ提供の有用性や活用方策並びに提供に際して生じる課題について明らかにすることを目的として実施した。

### 3. 本調査の概要

#### (1) 既存の農林業センサスにおける地域別表章データ提供の課題整理

##### 農林業センサスの活用事例及び課題の整理

- 既存の農林業センサスの活用状況を調査し、特に、最小の表章データである農業集落単位における現在の公表データがどのように活用されているか、活用にあたって想定される課題や、どのようなデータが不足しているかを整理した。

##### 新たな表章単位の可能性検討

- 現在の農林業センサスの情報、特に農業集落単位では秘匿措置の対象となる集落が増えつつあることから、既存の表章単位以外での情報提供の可能性を検討した。
- また、既に農業集落の枠を超えて、地区として様々な活動を行っている地域の現地実態調査を実施することにより、地区の結合要素を明らかにし、結合要素を踏まえた表章単位の可能性を検討した。

#### (2) 緯度経度情報を活用したデータ提供の有用性や活用方策並びに提供に際して生じる課題の調査

- 個票情報に緯度経度情報が付与できた場合、どのような活用の可能性があるか、また、新たな表章単位を検討するにあたり、緯度経度情報が活用可能か検討した。

#### 調査の進め方

調査の実施にあたっては、文献調査のほか、外部有識者からなる「有識者検討会」を3回開催。  
また、複数の農業集落にまたがり共同で実施する活動組織(農村RMO)について現地実態把握調査を実施。

農林業センサスの活用事例及び課題の整理

新たな表章単位の可能性検討

第1回有識者検討会

現地実態把握

第2回有識者検討会

緯度経度情報の有用性検討

第3回有識者検討会

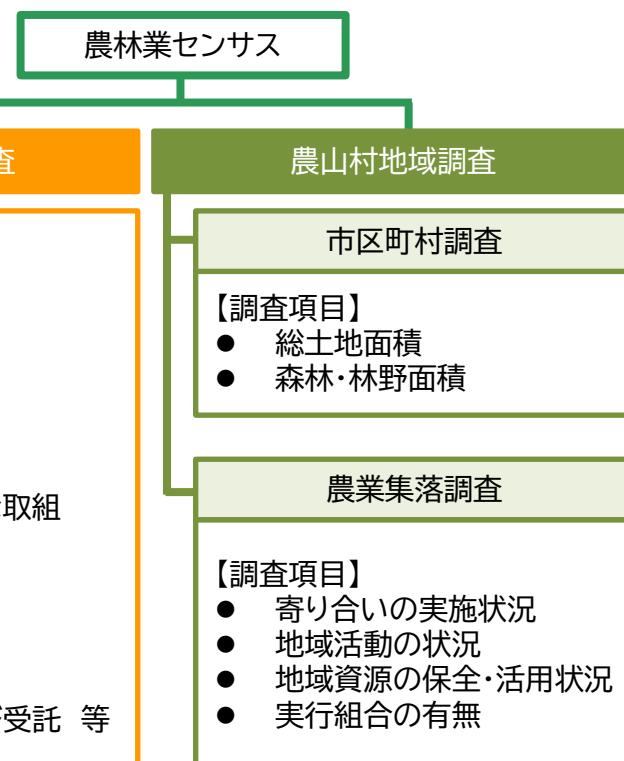
課題に対する対応方策の検討

# 第2章 公表データの活用状況

## 1. 農林業センサスデータの公表状況

- 2020年農林業センサスでは「農林業経営体調査」「農山村地域調査(市区町村調査、農業集落調査)」の調査結果を公表。「全国」「農業地域」「都道府県」「市区町村」「旧市区町村(昭和25年2月1日現在の市町村)」及び「農業集落別」を表章地域範囲としている。
- また、農林水産省では、「地域の農業を見て・知つて・活かすDB」(以下「活かすDB」という。)の中で、農業集落(全国約15万)を単位として、農林業センサスも含めた、各種統計情報等を公表しており、農林業センサスの結果と各種統計を紐づけすることが可能となっている。

### 農林業センサスの調査事項



### 活かすDBの中で公表されている農林業センサス以外の情報

- |                                                                                                                               |                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国勢調査                                                                                                                          | 多面的機能支払交付金                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 世帯数</li> <li>● 男女・年齢別人口</li> <li>● 産業分類別就業者数</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多面的機能支払交付金</li> </ul>                                        |
| 将来推計人口                                                                                                                        | 中山間地域等直接支払交付金                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女・年齢別人口</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中山間地域等直接支払交付金</li> </ul>                                     |
| 経済センサス                                                                                                                        | 人・農地プラン                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業分類別事業所数</li> <li>● 産業分類別従業者数</li> <li>● 産業分類別売上金額</li> <li>● 産業分類別付加価値額</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人・農地プラン</li> </ul>                                           |
| 集落営農実態調査                                                                                                                      | 国土数値情報                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集落営農数</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法制上の地域指定等</li> <li>● 各種施設等</li> </ul>                        |
| 農業基盤情報基礎調査                                                                                                                    | 地域指標                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業基盤情報基礎調査</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業地域類型</li> <li>● レコード区分</li> <li>● 生活関連施設までの所要時間</li> </ul> |

# 第2章 公表データの活用状況

## 2. 公表データの活用状況について(1/2)

- 農林業センサスは、農林業施策の推進に必要な基礎的な統計データであり、国・自治体において広く活用されている。

### 行政による農林業センサスの活用(例)

#### 各種法令に基づく利用

- 総務省が行う「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)に基づく交付金算定基礎
- 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」(平成5年法律第72号)

#### 行政上の施策への利用

- 水田・畑作経営所得安定対策  
(水田・畑作経営所得安定対策の交付金交付対象の特認要件)
- 地域資源の保全管理政策
- 「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)第14条の規定に基づく「食料・農業・農村の動向に関する年次報告」
- 「森林・林業基本法」(昭和39年法律161号)第10条の規定に基づく「森林及び林業の動向に関する年次報告」

#### 白書等における利用

- 食料・農業・農村白書
- 森林・林業白書

#### 他の統計への利用

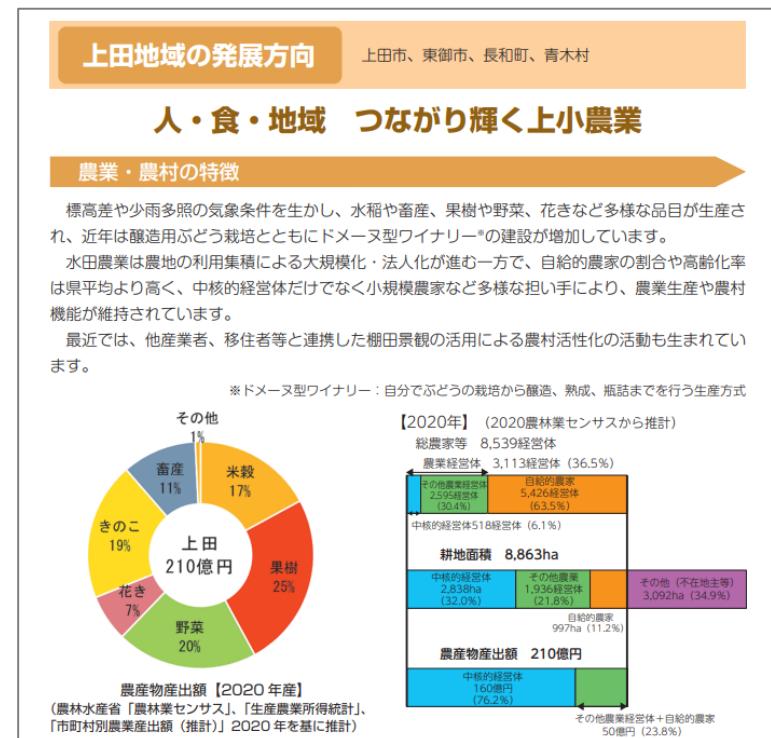
##### 各種統計調査の母集団情報として利用

- 農業経営統計調査
- 作物統計調査
- 農業構造動態調査
- 畜産統計調査
- 林業経営統計調査
- 新規就農者調査
- 容器包装利用・製造等実態調査 など

#### 地域の実態把握のための利用

- 農業施策の推進や地域の実態把握のために活用

【参考】長野県「第4期長野県食と農業農村振興計画」



(出所)長野県「第4期長野県食と農業農村振興計画」

([https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/keikaku1/r5\\_1.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/keikaku1/r5_1.html))より抜粋

## 第2章 公表データの活用状況

### 2. 公表データの活用状況について(2/2)

- 農林業センサスのデータのうち、農業集落単位のデータ活用について公表情報をもとに活用状況を調査した結果、農業集落単位でのデータは主に学術研究で利用されている。公表情報にデータの記載がない場合でも、現地調査等を実施する際には、農業集落単位の基礎情報把握のために農林業センサスの農業集落単位データが使用されることが多い。
- 行政によるデータ利用については、農業集落単位で公表されているものは少なく、行政区や旧市区町村の範囲で集約された形で公表されているものが多い。

#### 学術研究等での活用(例)

農業集落そのものに関する研究	論文等	公表	著者
	総農家数が少ない集落における地域資源保全活動の地域性とその要因	2023年	森脇 俊太、橋詰 登 小嶋 大造、安藤 光義
	農業集落間格差の収束仮説に関する統計的検証 消滅臨界点の探索を通じて	2019年	川島 滋和、水木 麻人 伊藤 房雄
	農業集落の小規模・高齢化と脆弱化する集落機能—農業集落の動態統計分析と将来推計から—	2015年	橋詰 登
	農業集落調査と農業集落の変遷	2003年	蓮見 音彦

農業集落データを活用した 他のテーマの研究	論文等	公表	著者
	水田農業集落における獣害対策改善効果の検証	2010年	奥村 啓史、九鬼 康彰 武山 絵美、星野 敏
	農業被害の状況把握と農業集落アンケート	2010年	坂田 宏志
	イノシシ被害の発生に影響を与える要因：農林業センサスを利用した解析	2007年	本田 剛
	農村共有資源管理のための共同行動：滋賀県の農業集落を対象として	2007年	藤栄 剛

## 1. 農林業センサスの活用における課題と新たな表章単位の必要性(1/2)

### 農業集落単位のデータの課題

- 現状でも秘匿措置の対象となる地域が多数存在する中、農業経営体数の減少により、今後さらに秘匿措置の対象となる地域が増えることが想定される。
- データ上の農業集落単位の範囲は、必ずしも農業活動の実態と一致していない可能性がある。

#### (参考)農林業センサスにおける秘匿措置

- 農林業経営体調査における各集計区分(農林業経営体、農業経営体、林業経営体等)の調査対象者数が2経営体以下の場合は、秘密保護の観点から、調査対象数を除く全ての調査結果を「x」表示とした。
- また、調査対象数が3経営体以上であっても、農作物、果樹の作付(栽培)経営体数、家畜の飼養・出荷経営体数及び素材生産を行う経営体数が2経営体以下の場合は、当該作付(栽培)面積、飼養・出荷頭羽数及び素材生産量を「x」表示とした。
- なお、全体からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合は、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示とした。



### 検討事項

- これらの課題を踏まえ、「新しいコミュニティの指標」の検討を行った。

#### 新しいコミュニティの指標の検討

- 農林業センサスでは、調査対象者数が2経営体以下の場合、秘匿措置が行われるが、前提として2経営体以下の農業集落ではコミュニティ機能として課題があると考えられる。
- しかし、実態として2経営体以下の農業集落単体でも他の集落や非農家と活動を共にするなど、コミュニティとしては別の形が形成されていると思料。
- コミュニティの実態に基づき、**結合要因に妥当性**があり、**実際にデータとして活用可能な形での指標(新たな表章単位)**を検討した。
- 本調査では、農村RMOをモデルに、地区の結合要因を調査した。

# 第3章 新たな表章単位の検討

## 1. 農林業センサスの活用における課題と新たな表章単位の必要性(2/2)

### 【参考】現在の表章単位

- 農林業センサスは都道府県>市区町村>旧市区町村>農業集落の単位で公開されているが、最小単位である農業集落と旧市区町村の表章単位数の差が大きく、平均値で比較すると、農業集落の数に対し、旧市町村数は約11倍である。
- 農業集落と比較し、旧市区町村単位では秘匿措置の対象が大幅に減少。

都道府県別表章単位数及び農業経営体数等

都道府県	表章単位数				農業経営体数等				各表章単位比				1表章単位に含まれる農林業経営体数		
	市区町村 ※指定都市は 行政区で分割	旧市区町村	農業集落	農林業経営体	農業経営体	林業経営体	総農家数	旧市区町村/市区町村	農業集落/市区町村	農業集落/旧市区町村	市区町村	旧市区町村	農業集落		
	A	B	C	D	E	F	G	H	C/B	D/B	D/C	E/B	E/C	E/D	
1 北海道	1	188	303	6,465	37,675	34,913	4,565	37,594	1.61	34.39	21.34	200	124	6	
2 青森県	1	40	183	1,678	29,362	29,022	678	36,465	4.58	41.95	9.17	734	160	17	
3 岩手県	1	33	235	2,811	36,186	35,380	1,728	52,688	7.12	85.18	11.96	1,097	154	13	
4 宮城県	1	39	221	2,294	30,217	30,005	489	41,509	5.67	58.82	10.38	775	137	13	
5 秋田県	1	25	248	2,187	29,467	28,947	1,010	37,116	9.92	87.48	8.82	1,179	119	13	
6 山形県	1	35	221	2,317	28,466	28,241	451	39,628	6.31	66.20	10.48	813	129	12	
7 福島県	1	59	386	3,439	42,916	42,598	777	62,673	6.54	58.29	8.91	727	111	12	
8 新潟県	1	45	396	3,315	44,983	44,852	407	71,761	8.80	73.67	9.37	1,000	114	14	
9 富山県	1	25	178	3,119	33,078	32,726	1,015	46,202	7.12	124.76	17.52	1,323	186	11	
10 群馬県	1	35	203	1,889	20,476	20,298	358	42,275	5.80	53.97	9.31	585	101	11	
11 埼玉県	1	72	346	3,878	28,435	28,376	129	46,463	4.81	53.86	11.21	395	82	7	
12 千葉県	1	59	343	3,175	35,473	35,420	199	50,826	5.81	53.81	9.26	601	103	11	
13 東京都	1	62	113	389	5,224	5,117	152	9,567	1.82	6.27	3.44	84	46	13	
14 神奈川県	1	57	205	1,545	11,490	11,402	139	21,290	3.60	27.11	7.54	202	56	7	
15 新潟県	1	37	457	4,211	43,836	43,836	637	62,556	12.35	113.81	9.21	1,185	96	10	
16 富山県	1	15	262	2,028	12,474	12,356	181	17,314	17.47	135.20	7.74	832	48	6	
17 石川県	1	19	195	1,883	10,119	9,890	416	15,874	10.26	99.11	9.66	533	52	5	
18 福井県	1	17	179	1,664	10,726	10,546	356	16,058	10.53	97.88	9.30	631	60	6	
19 山梨県	1	27	212	1,443	15,088	14,970	153	27,986	7.85	53.44	6.81	559	71	10	
20 長野県	1	77	395	3,788	43,381	42,777	1,008	89,786	5.13	49.19	9.59	563	110	11	
21 岐阜県	1	42	344	2,547	21,918	21,015	1,584	48,936	8.19	60.64	7.40	522	64	9	
22 静岡県	1	43	320	3,229	26,337	25,938	837	50,736	7.44	75.09	9.00	612	82	8	
23 爽知県	1	70	251	3,365	27,115	26,893	498	61,055	3.59	48.07	13.41	387	108	8	
24 三重県	1	29	312	1,954	19,070	18,804	527	33,530	10.76	67.38	6.26	658	61	10	
25 滋賀県	1	19	185	1,445	14,867	14,680	306	21,971	9.74	76.05	7.81	782	80	10	
26 京都府	1	36	219	1,631	14,547	14,181	619	24,953	6.08	45.31	7.45	404	66	9	
27 大阪府	1	70	210	1,432	7,729	7,673	128	20,813	3.00	20.46	6.82	110	37	5	
28 兵庫県	1	49	380	3,314	38,587	38,302	514	67,124	7.76	67.63	8.72	787	102	12	
29 奈良県	1	39	152	1,447	11,211	10,858	652	21,950	3.90	37.10	9.52	287	74	8	
30 和歌山県	1	30	213	1,572	18,335	18,141	340	25,263	7.10	52.40	7.38	611	86	12	
31 鳥取県	1	19	169	1,458	14,850	14,481	843	23,106	8.69	76.74	8.66	782	88	10	
32 福岡県	1	19	260	3,452	15,715	15,285	875	27,186	13.68	181.68	13.28	827	60	5	
33 鳥取県	1	30	383	3,829	29,186	28,699	1,174	50,735	12.77	127.63	10.00	973	76	8	
34 広島県	1	30	378	4,548	22,946	22,290	1,453	45,335	12.60	151.60	12.03	765	61	5	
35 山口県	1	19	187	3,552	16,012	15,839	543	27,338	9.84	186.95	18.99	843	86	5	
36 徳島県	1	24	139	1,970	14,683	14,568	264	25,119	5.79	82.08	14.17	612	106	7	
37 香川県	1	17	178	2,529	16,490	16,459	88	29,222	10.47	148.76	14.21	970	93	7	
38 愛媛県	1	20	247	2,679	22,063	21,734	968	34,994	12.35	133.95	10.85	1,103	89	8	
39 高知県	1	34	198	2,067	13,061	12,657	882	19,924	5.82	60.79	10.44	384	66	6	
40 沖縄県	1	72	304	3,187	28,663	28,375	719	41,351	4.22	44.26	10.48	398	94	9	
41 佐賀県	1	20	140	1,733	14,514	14,330	406	18,645	7.00	86.65	12.38	726	104	8	
42 長崎県	1	21	179	2,563	18,022	17,936	178	28,282	8.52	122.05	14.32	858	101	7	
43 熊本県	1	49	335	3,496	34,430	33,952	1,255	47,879	6.84	71.35	10.44	703	103	10	
44 大分県	1	18	241	2,851	19,668	19,133	1,329	31,954	13.39	158.39	11.83	1,093	82	7	
45 宮崎県	1	26	97	2,433	21,924	21,117	1,796	30,940	3.73	93.58	25.08	843	226	9	
46 鹿児島県	1	43	177	4,779	29,919	29,717	367	48,360	4.12	111.14	27.00	696	169	6	
47 沖縄県	1	42	73	691	11,316	11,310	8	14,747	1.74	16.45	9.47	269	155	16	
合計	47	1,896	11,552	123,271	1,092,250	1,076,039	34,001	1,747,079							
平均	1	40	246	2,623	23,239	22,894	723	37,172	7.50	80.40	11.03	681	971	9	
中央値	1	35	221	2,529	21,918	21,015	527	34,994	7.10	71.35	9.66	703	93	9	

# 第3章 新たな表章単位の検討

## 2. コミュニティの結合要因

- 現状を踏まえたデータの集約のため、コミュニティ形成において大きく影響を及ぼすと想定される、「地理的要因」「人口統計学的要因」「農林業的要因」「文化的要因」を結合要因として設定。結合要因をさらに細分化し指標となる要素を洗い出した。

### 地理的要因からの表章可能性

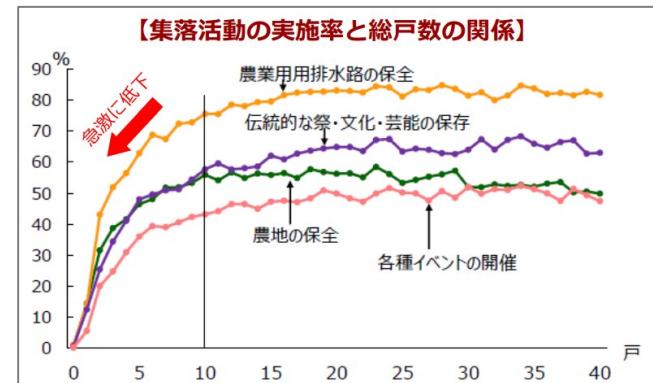
- 各地域では集落維持のため、近隣地域と共同で地域活動を行うコミュニティが形成されてきた。
- これらのコミュニティの範囲は「地区」と表記されるものが散見され、地区の範囲は、学区や自治会といった、地縁的、歴史的な背景等から生じた住民生活の基本的な単位で形成されているものが多い。
- 新たな表章単位として、既存の「地区」などはコミュニティ指標として妥当か検討した。



(出所)農林水産省「農村RMOの事例」  
(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/attach/pdf/index-139.pdf>)より抜粋

### 人口動態からの表章可能性

- 農業集落単位での秘匿措置が増えている要因は、少子高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源(農地・水路等)の保全や生活(買い物・子育て)など集落維持に必要な機能が弱体化し、農業集落内の農業経営体が減少しているためである。
- 集落の総戸数が9戸以下になると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下する傾向にあり、ある程度の人口規模を確保できるような、人口動態的な観点からのコミュニティ形成について検討した。



(出所)農林水産省「中山間地域の農用地の保全と農村型地域運営組織(農村RMO)の形成について」  
(<https://jmar-form.jp/la/docspec3-maff.pdf>)より抜粋

### 活動に応じた表章可能性

- 地理的要因、人口動態的要因のほかに、活動目的に応じた地区の形成が想定される。
- 農林業の振興を目的とした「農林業的要因」や地域の祭りや生活支援などの「文化的要因」からのコミュニティ形成について検討した。

# 第3章 新たな表章単位の検討

## 3. 指標となる要素の検討

- 指標となる要素を洗い出すとともに、それぞれに含まれる要素でどのようなデータ活用が可能か検討する。

	指標となる要素(案)	利活用の可能性(案)	関連データ	地区A	地区B
地理的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行政区・地域自治区</li> <li>✓ 自治会・町内会</li> <li>✓ 学区</li> <li>✓ 町丁・字別</li> <li>✓ 地形</li> </ul>				
人口統計学的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 集落人口・戸数</li> <li>✓ 集落内の農家数</li> <li>✓ 集落内の65歳以上の割合</li> <li>✓ 職業</li> <li>✓ 世帯構成</li> </ul>				
農林業的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 荒廃農地防止</li> <li>✓ 農業用水路等の保全</li> <li>✓ 鳥獣被害防止</li> <li>✓ 農地の受委託</li> <li>✓ 栽培品種</li> </ul>		別添資料参照		
文化的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の祭り・イベント</li> <li>✓ 防犯・防災活動</li> <li>✓ 交流事業</li> <li>✓ 買い物支援</li> <li>✓ 集会施設の維持管理</li> </ul>				

## 1. 現地実態把握調査の目的

- 集落における活動やコミュニティのあり方を調査し、コミュニティ形成での指標となる要素を把握するため、農村RMOを対象に現地実態把握調査を実施した。

## 2. 調査候補地の選定

- 調査地域は、農村RMOホームページに掲載されている「農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業」の事例から2か所選定。
- 選定にあたっては、第1回有識者検討会で提案された以下の条件をもとに調査候補地を検討し、「秋津野地域づくり協議会」及び「小谷村農村地域づくり協議会」に対してヒアリングを実施した。

### 候補地選定条件

- 限界集落に近い地域(中山間地域等)と混住化が進んでいる地域もしくは都市圏から比較的近い地域の比較
- 非農家も含めた生活支援を行っている地域
- 畑作地帯と水田地帯の比較

## 3. 実施概要

対象	秋津野地域づくり協議会	小谷村農村地域づくり協議会
実施日時	2024年11月14日(木) 15:00~16:10	2024年11月19日(火) 14:00~15:30
場所	秋津野ガルテン（和歌山県田辺市上秋津）	小谷村役場（長野県北安曇郡小谷村中小谷）
ヒアリング先	秋津野ガルテン (秋津野地域づくり協議会事務局)	小谷村役場 観光地域振興課 (小谷村農村地域づくり協議会事務局)
質問事項	<p>① 農村RMO設立の経緯・目的</p> <ul style="list-style-type: none"><li>農村RMOを立ち上げた主な目的</li><li>農村RMO設立に至るまでの検討過程</li><li>現在の構成範囲以外での検討状況</li></ul> <p>② 農村RMOの活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>農村RMOとして特に重視する活動</li><li>今後取り組みたい活動・拡大したい活動と取組にあたっての課題</li><li>農村RMOの構成範囲と実際に活動している地域</li></ul> <p>③ 地域間のコミュニティ拡充・連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>活動内容による、連携する集落や主に活動する集落の違い</li><li>地域のコミュニティを形成にあたっての軸</li><li>さらなるコミュニティの拡大、連携の検討状況</li></ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>生活圏の範囲</li><li>現地での地域の呼称と範囲</li></ul>	

# 第4章 現地実態把握

## 4. 調査結果概要 -秋津野地域づくり協議会と小谷村農村地域づくり協議会の比較-

- 現地実態把握調査のヒアリングから、上秋津地域及び小谷村の日常的な活動単位の根底には「集落単位」が強く存在し、特に農業的要素は「集落」が基本となっている。
- 一方で、地理的、文化的要素（行政区、小学校区、祭事等）では集落結合的なまとまりが見られた。

### 秋津野地域づくり協議会

農村RMO設立の経緯	上秋津の地域づくりは、昭和32年の社団法人上秋津愛郷会（現公益社団法人上秋津愛郷会）設立から基盤が作られてきており、農村RMOについてもその流れを踏襲し設立された。
農村RMOの特徴	住民主導で設立された農村RMO。株式会社きてら、株式会社秋津野、株式会社秋津野ゆいといった地域内組織と連携しながら活動を行っている。
活動範囲	小学校区（11集落） ※旧上秋津村範囲
地域の特徴	上秋津地域は、広域合併後の田辺市の西部に位置し、地区の中心部を会津川が流れ、東部に高尾山、北部に三星山、西部に竜神山、南部は衣笠山に囲まれている。 <b>上秋津地域は11の集落で構成され、地域の範囲は旧上秋津村の範囲と一致する。</b>
農業の特徴	農業を主産業とし、主要作物はミカン・柑橘と南高梅。リスク分散のため、地域をあげて栽培品種を増やした。現在では、80種類に及ぶ柑橘類を周年栽培し、経営の安定化をはかってきた。
地域の捉え方	集落の概念はあるが、上秋津地域全体で地域づくりを行っており、上秋津内の11集落のうち特定の地域だけでの繋がりを持つものではない。
地域コミュニティの軸	地域の繋がりを強化するためには <b>コミュニティ活動が重要で、特定の活動に限定するものではない</b> 。氏子としての繋がりなどは存在するが、必ずしも地域のコミュニティ活動の範囲と一致するものではない。なお、農業における中心はJA。
データにおける地域の捉え方	現在の11農業集落単位で見ていくことが望ましいと考えている。上秋津集落内で個別活動に応じて特定の集落を結合した表記は適さないと考える。
その他	地域づくりの活動の範囲拡大については、現在の村の範囲を超えてしまうと、地域の関わり方や考え方が全く異なることから、 <b>上秋津地域よりも広い範囲で行うことは難しい</b> と考えている。

### 小谷村農村地域づくり協議会

小谷村には53の集落が存在し、歴史的に独立性が高く、今まで各集落単独で物事を進めてきたが、人口減少などの要因から、活動に限界が生じ、広域的活動へシフトするため農村RMOを設立。
行政主導で設立された農村RMO。行政が事務局を担っており、協議会の中に複数の農村RMOが存在。
小学校区（7集落） ※農村RMOの活動範囲は、集落営農実施集落及び地理的及び生活的に繋がりのある集落であり、農村RMOによって範囲は異なる。
<b>地形、水利、氏子などの地理的条件によって構成された生活文化の異なる53の集落</b> が渓谷型地形に点在。村の中央に国道が走っており、国道から各集落に道路が伸びている。
2000年から転作田や遊休農地でのソバの作付けを推奨、中山間地域等直接支払制度の利用をきっかけに、複数の団体・個人が、遊休農地を利用してそばを栽培。その他、雪中キャベツや小谷野豚を生産。
小谷村の集落は地形的要因が大きく、集落が点在、 <b>53集落のうち、半数ほどは他の集落と連担していない</b> ため、 <b>地域の捉え方は基本的に行政区（53集落）</b> 。ただし、観光地域や活動に応じて地域の捉え方が変わる。
ハード面では <b>公民館（集会所）</b> ソフト面では <b>神社、祭り（祭事）、消防団</b> など 農村RMOは集落営農実施集落による繋がり。JAに関しては、農業分野よりも観光面での金融の繋がりのほうが強い。
行政としてデータを活用する際は <b>村単位</b> 、もしくは <b>行政区（53集落）単位</b> が多い。農政施策では、 <b>人・農地プラン</b> （旧村単位）の範囲を使用することもある。
行政側から地域を見る際は、村単位、行政区単位のほか、 <b>補助金を当てはめた際に該当する地域かつ、効果が期待できる地域</b> という捉え方をすることもある。

## 5. 秋津野地域づくり協議会 調査結果(1/2)

## ③ 調査結果

## 調査項目

農村RMO  
立ち上げの  
経緯・目的

コミュニティの  
軸・範囲

その他

## ヒアリング結果

- 上秋津の地域づくりは、昭和32年の社団法人上秋津愛郷会（現公益社団法人上秋津愛郷会）設立から基盤が作られており、農村RMOについてもその流れを踏襲している。
- 活動範囲としては旧秋津村で小学校区の範囲。農村RMOだけではなく、地域づくりの取組全般について、上秋津地域全体で取組を行っており、上秋津内の11集落のうち特定の地域だけでの繋がりを持つものではない。
- 地域づくりの活動の範囲拡大については、現在の村の範囲を超えててしまうと、地域の関わり方や考え方が全く異なることから、上秋津地域よりも広い範囲で行うことは難しいと考えている。
- 農村RMOに限らず、地域の繋がりや、地域づくりを発展させていくためにはコミュニティ活動が重要と考えており、特定の活動に限定するものではない。
- 地域の中でも氏子としての祭りとしての繋がりなどは存在するが、必ずしも地域のコミュニティ活動の範囲と一致するものではない。
- 農業の中心は農協。農業がない地域でも農家は住んでいる。生活圏と持っている農地が離れている農家も一部存在。
- 農地については、リスク分散のため畠を集約して持たず、3か所から7か所程度分散させて畠を持つ。中心は集荷場で11集落は同じ集荷場を使っている。
- 現在はコミュニティの維持に苦慮しており、要因としては新しい人が入ってきて地域活動に関心がある人が減った点と、地域内の住民の余裕がなくなってきており、高齢の住民も働いている点。
- 上秋津地域は吸收合併時に、コミュニティとして当時の行政区域の基盤ができ上がっており、それを現在まで維持した点が強み。校区とも一致しており、親世代から子世代の繋がりが残っていた。
- 地域住民として上秋津地域のデータを見ていく場合、現在の11農業集落単位で見ていくことが望ましいと考えている。上秋津集落内で個別活動に応じて特定の集落を結合した表記は適さないと考える。
- 隣接する村と取組を行ったこともあった。何年か続いていれば生活支援の部分について農村RMOのように話が広がったかもしれないが、補助金による1年かぎりの事業かつ、新型コロナウイルスの影響もあり広がりはなかった。
- 農林業センサス上での農業集落の名称は、地域住民の使用する名称とは異なり、行政的に統一してつけられたものと推察。
- コミュニティ活動については秋津野塾で地域に様々なイベントを行っており、スポーツイベントやお祭り、幼小中のPTAの活動、ボランティア活動などもコミュニティ活動。様々なイベントや活動を実施するには多くの人の応援が必要、人の交流から1つのコミュニティが生じる。
- 上秋津地域では耕作放棄になった梅畠等が住宅地となり、非農家の新しい住民が入った混住型となっている。昭和の終わりから平成の初めに非農家が増加、農作業に伴う小さなトラブルが頻発したため、子どもを集めたイベントを始めた経緯がある。
- 日常での生活圏は上秋津地域の中では完結せず、日常的に田辺市中心部に出るが、上秋津に住んでいる住民にとって、田辺は別の場所という認識。
- データの公表は11の農業集落単位が望ましく、今後示すデータについては、このまま地域として何も取組を行わなければこここの集落は30年後には消滅している、というものでもよいと考える。

## 5. 秋津野地域づくり協議会 調査結果(2/2)

### ④ ヒアリングに基づく地域を見る際の視点

- 上秋津地域では地域コミュニティを表す指標は複数存在するものの、結果的に表記される地域範囲は小学校区(旧村範囲)及び農業集落単位となった。
- 上秋津地域のように、旧市区町村単位や小学校区単位などの広範囲で地域コミュニティの基盤が固まっている地域では、個別具体的な活動をベース(指標)に、集落単位を結合することは適さないものと推察される。
- 一方で農業に関しては上秋津地域外の農地も借用することもあるため、別の指標による捕捉も考えられる。
- 上秋津地域の多くの農家では、リスク分散させるため、畠と品目を分散して保有していることから、農林業センサスの農業経営体と農地の位置情報を合わせて把握するためには、農業経営体の住所情報とは別に農地情報の紐づけが必要となる。

地理的要因	小学校区	● 秋津野塾では様々なコミュニティ活動が行うことで、子育て世代とのつながりも構築されており、小学校区という範囲が一つの強いつながりであると推察。
	旧市区町村	● 上秋津地域は旧村範囲と小学校区が一致している。もともと旧上秋津村という強い行政基盤があり、地域づくりを通じて今日までその基盤を維持してきている。一方で、上秋津地域の近隣の地域であっても生活文化が異なり、広域でのコミュニティ活動は難しい。
	自治会・町内会	● 一方で、農業に関しては上秋津地域外の農地も借用することもあることから、生活文化的なコミュニティに関しては、大きくとも旧市区町村単位が望ましいと推察。
	地形	● 上秋津地域の町内会は11集落単位と一致するが、農業集落と自治会・町内会の範囲が一致しない地域においては1つの指標となり得るものと推察。
農林業的要因	農地の賃貸借	● 上秋津地域外の農地を借り受けることもあるが、遠方になると負担がかかるため、個々の農業経営体の活動可能な範囲の把握に繋がる。
	集出荷場(JA)	● 上秋津地域の農業の中心は集荷場で11集落は同じ集出荷場を使用。農業における活動範囲の指標となりうる。
	中山間地域直接支払制度	● 集落単位で実施する中山間地域等直接支払制度については農業者中心で行っており、役員に非農家は入っていないが、農業に関する指標にはなりうる。
	コミュニティ活動	● 地域づくりの核となるが、上秋津地域では特定の地域だけではなく、地域全体で活動を行っており、具体的活動に応じたエリアの把握は難しい(コミュニティ活動のターゲット設定はエリアでなく参加者属性)。
	神社	● 神社のお祭りなど氏子の繋がり。上秋津地域ではお祭りで複数集落が1つの神社に集まる地域もあるが、必ずしも他の地域活動と一致するものではない。
	公民館	● 上秋津地域の活動拠点で町内会とエリアが一致している。

## 6. 小谷村農村地域づくり協議会 調査結果(1/2)

## ③ 調査結果

## 調査項目

## ヒアリング結果

農村RMO  
立ち上げの  
経緯・目的

- 小谷村の農村RMOは既存の農村の営みや生活を生かした形で構築された。
- 小谷村の地域コミュニティは地理的な要因が大きく、谷筋に沿って点在する53の集落は、それぞれ独自の文化や風習を持ち、歴史的に独立性が高い。
- 各集落単独で物事を進めてきたが、単独で活動を実施することが難しいこともあり、隣近の集落が連携することで、お互いに苦手なことや単独ではできないことを実施していく必要があると考え、協議会の設立に至った。
- 農村RMOとして協議会に参加している集落の共通点は、中山間直接支払交付金を利用していること。具体的には、個人配分を抑えて、共同取組費にまわして、地域住民皆で集落を作っていく活動を行っている。
- 農村RMO立ち上げの際は、集落営農実施地域で従前から住民で地域活動を行っている地域かつ農業が活発な地域で取り組むこととした。
- 全村での取り組みも考えられるが、補助金を活用する以上、実績が出せないということはできないため、自分たちで取組が実施できる地域を選定。全村は現実的ではないと判断。
- 小谷村には複数の農村RMOが存在するが、活動に関して農業特化型、生活支援特化型、オールマイティな集落など、地域によって特色がある。

コミュニティの  
軸・範囲

- コミュニティの核となる要素として、ハード面では公民館（集会所）、ソフト面では神社、祭り（祭事）、消防団など、場面や活動内容によって多岐にわたる。特に公民館は、集落住民が集まる場として重要な役割を果たしている。
- 農村RMOの活動範囲は基本的に協議会に参画している集落の範囲。
- 小谷村はエリアによっては集落が点々としており、他の集落と土地柄が連担していない。53集落のうち、半数ほどは他の地域と連担していない。
- コミュニティ範囲は基本的に行政区（53集落）。ただし、スキー場周辺の観光地地域などのエリアの括りもあり、状況に応じた地域設定が存在。
- JAに関しては、農業分野よりも観光面で金融の繋がりのほうが強い。
- 行政としてデータを活用する際は村単位、もしくは行政区（53集落）単位が多い。農政施策でいうと、人・農地プラン（旧村単位）の範囲。

その他

- 協議会に参画していない集落でも広い農地を持っている集落は自立しており、土地改良区のような事務局を持っている地域も存在。そのような地域は農村RMOとしては参画していないが、中山間直接支払制度や他の様々な補助金を活用している。現在は、全村での取組は実施していないが、農村RMOの取組の結果、このような地域も巻き込んでいくことが望ましいという結果になれば参画を促す可能性もある。
- 日常での生活圏は小谷村の中では完結せず、南は白馬村、長野市、松本市、北部は糸魚川市が生活圏となる。

## 6. 小谷村農村地域づくり協議会 調査結果(2/2)

### ④ ヒアリングに基づく地域を見る際の視点

- 小谷村の集落形成は地理的要因が大きく影響しており、それぞれ独自の文化や風習を持ち、歴史的に独立性が高く、集落単独で活動する地域が多い。
- 小谷村のように、尾根伝いに集落が点在している地域では、地形の影響で隣接する集落と横の繋がりが取りにくい集落が多いため**1集落を基本単位**とするが、活動のテーマや内容によっては、**複数の農業集落をまとめて把握することもある**(ex.観光エリア、温泉地など)。

地理的要因	行政区	● 小谷村では基本的に行政区(53集落)で地域を把握しており、農林業センサスにおける農業集落単位と概ね一致する。
	自治会	● 各集落に自治会組織が存在し、自治会組織=中山間直接支払の協定組織となっている。
	地形	● 小谷村の集落は尾根伝いに集落が点在しているため、1集落が基本単位であるが、活動のテーマや内容によっては複数集落をまとめるケースも存在する。
	町丁・字別	● 小谷村ではコミュニティを表す際に、○丁目といった把握の仕方はしない。字を使用することはある。
要人口	年齢構成比	● 小谷村の農村RMOは集落営農実施集落を選定しているが、中でも若い方が多い地域では継続して営農活動が行われていることから、一つの指標となりうる。
	集落営農	● 小谷村の農村RMOの構成単位。小谷村の農村RMOは従前から地域活動が活発であった地域を選定している。
農林業的要因	中山間地域直接支払制度	● 53集落のうち、中山間地域等直接支払制度の協定は23協定ある。用途によって地域活動の傾向も異なり、協定の有無だけではなく用途も指標となりうる。
	地域計画(人・農地プラン)	● 行政の農業施策に関しては、地域計画(人・農地プラン)の地域区分で地域を把握している。
	JA	● 農業に関しては、規模が小さいため、影響が小さい。
	補助金	● 農業・農業以外の事業に関わらず、行政目標では補助金・交付金の内容によって地域を選定していく。補助金をうまく活用する地域は公的な補助だけではなく、学術機関や民間企業との連携などにも繋がりやすく、補助金の活用実績による地域差が可視化できるものと推察。
文化的要因	神社	● 神社のお祭りなど氏子の繋がり。小谷村では集落としての氏子の意識が強い。
	消防団	● 現在は再編により旧村単位に5つ存在。村民は消防団の管轄区域などを常日頃から意識している。
	公民館(集会場)	● 地域活動としての拠点。集会施設の有無でコミュニティ活動及び維持に影響がある。
	観光資源	● 1つの産業として複数集落で1つの地区を形成。小谷村でもスキー場、温泉を軸とした地区が形成されている。

## 1. 新たな表章単位の可能性(1/3)

- 既存の農林業センサスにおける地域別表章データの範囲と現地の地域コミュニティの実態を比較し、新たな表章単位の可能性を検討することを目的として、現地実態把握調査及び有識者検討会を踏まえ、新しいコミュニティの指標（案）を整理した（※検討の詳細は資料④を参照）。

### 現地実態把握調査

- 現地実態把握調査を実施した地域においては、日常的な活動単位の根底には「集落単位」が強く存在しており、特に農業に関しては「集落」が活動の基本となっている。
- 一方で、地理的、文化的要素（行政区、小学校区、祭事等）では集落単位での結合によるまとまりも見られた。
- 旧市区町村単位や小学校区単位などの広範囲で地域コミュニティの基盤が固まっている地域では、地域全体が活動範囲であるため、地域イベント等の文化的な活動を指標とすることは適さないものと推察される。
- 行政側から地域を見る際は、市区町村単位、行政区単位のほか、補助金を活用する際に要件に該当する地域かつ、効果が期待できる地域という捉え方をすることもある。

### 有識者検討会

- 農業集落単位でのデータは学術研究分野で広く活用されている一方、秘匿（x）データの存在が課題である。学術研究では秘匿等で不足するデータについては現地調査等で対応している。
- 農業におけるコミュニティでは地理的要因である「水利・水系」が重要となる。
- データ分析の観点からは、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度の活動組織が農業の実態を把握するうえで適した範囲であると考えられる。
- 大規模経営が形成された地域では農地も人も維持されるが、担い手が絞り込まれ、農業集落が急速に縮小することにより、集落の枠組みの希薄化が進んでいくことも考えられる。

### 農林業センサス データ提供の あり方

- 地域の実態を反映したデータを提供するために、従来の「農業集落」の重要性を鑑みつつも、既存の地域範囲にとらわれない、多様な指標に基づく新たな表章単位を導入することは有用であると考えられる。
- 具体的な新たな表章単位（新しいコミュニティの指標（案））の検討にあたっては、現地実態把握調査及び有識者検討会を踏まえ、有用性の高いと思われるコミュニティ指標を抽出し、「生活・文化的要素」「農林業的要素」に分類した。
- 農林業に限らず、幅広い分野での活用を促進するためには、「生活・文化的要素」と「農林業的要素」を考慮し、地域の特性に応じた柔軟なデータ提供の枠組みを構築することが重要であると思料。

## 1. 新たな表章単位の可能性(2/3)

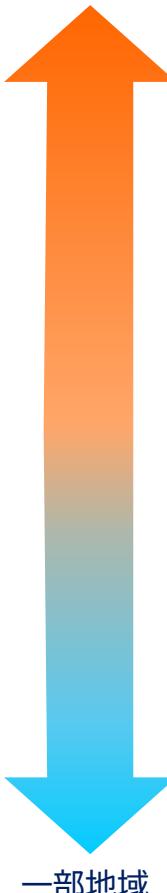
- 農林業センサスにおける新たな表章単位として、下記の「新しいコミュニティの指標（案）」を提案する。

### 新しいコミュニティの指標(案)

指標(案)	内容
行政区	行政区は、行政サービス提供や地域政策立案の基礎となる単位の1つであり、行政における活用可能性が高いと考えられる。
小学校区	小学校区は地域住民にとって身近な生活圏であり、地域コミュニティ形成の基盤となることが多い。行政施策だけではなく、過去の学術研究等でも調査範囲として活用の実績が多い。
自治会・町内会	自治会・町内会は、地域住民による自治組織であり、地域コミュニティの実態を反映するうえで有用である。また、農業用水路の維持など、農業的活動を実施している地域も存在する。
公民館・集会所	公民館・集会場は、地域住民の集会や交流の場であり、地域コミュニティの重要な拠点として有用である。公民館や集会所を中心に地域を把握するケースも存在する。
地形	地形は、集落の立地や農業形態、生活圏に大きな影響を与える要素であり、地域の実態を理解する上で重要な要素となる。
多面的機能支払交付金	農地や水路などの資源管理、景観保全など、地域の実態に根差した活動を行っている地域を特定する指標として有用である。
中山間地域等直接支払制度	対象農用地が定義されることで中山間地域の特性を反映しており、地域農業の構造や課題を把握する上で有用である。
土地改良区	土地改良事業による農業水利施設や農地の整備を行っており、地形的要素を加味した地域範囲を把握するうえで有用である。
国営事業	国営事業の受益地は、大規模な農業基盤整備が行われた地域であり、地域農業の構造や生産力に大きな影響を受けた地域と考えられる。
地域計画 (人・農地プラン)	農業の実態に即した地域区分が計画の中で設定されていることから、農業政策の検討範囲として有用である。

## 1. 新たな表章単位の可能性(3/3)

- 指標（案）の中には、ほぼすべての地域を網羅できる指標と、事業実施範囲のようにすべての地域を網羅できない指標が存在する。
- しかしながら、多面的機能支払交付金等では、事業実施の有無による効果の違いを定量評価する試みなども数多く行われてきており、すべての地域を網羅できない指標であっても、分析の視点によっては非常に有用であることから、本調査では、「ほぼすべての地域を網羅できる指標」と「すべての地域を網羅できない指標」両方について検討を行っている。



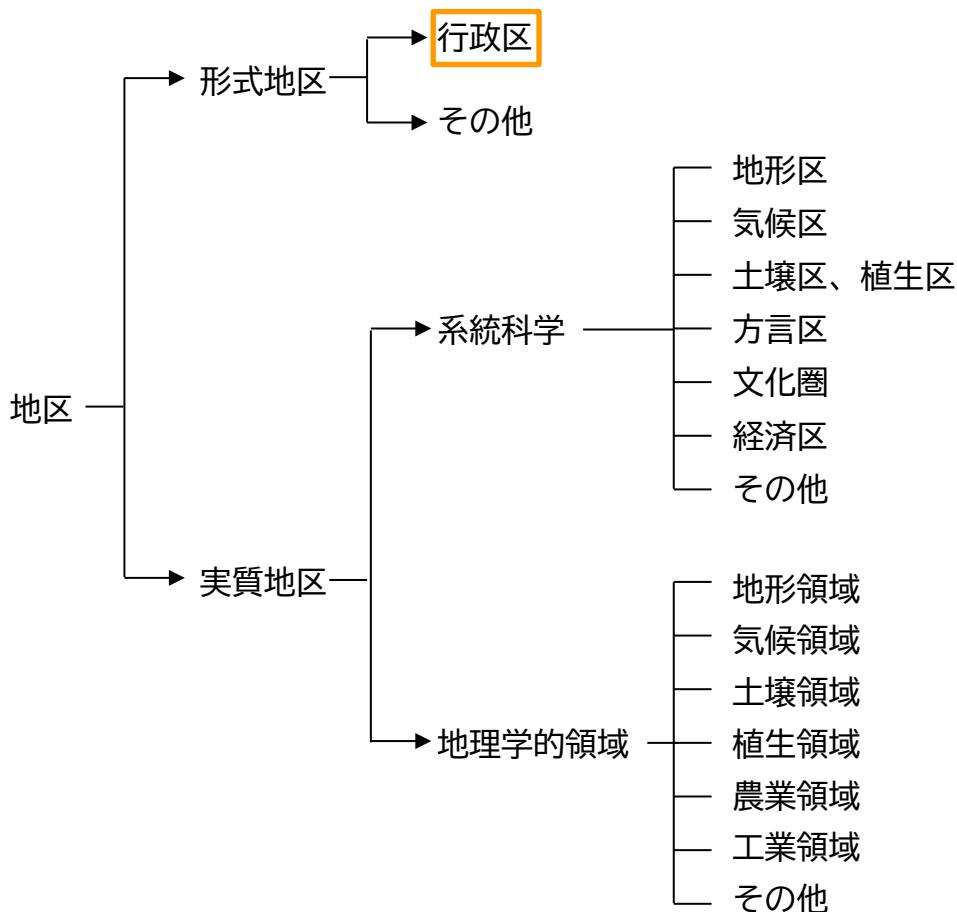
指標(案)	対象地域
地形	すべての地域
行政区	すべての地域
小学校区	ほぼすべての地域(小学校のある地域)
公民館・集会所	ほぼすべての地域(公民館・集会所のある地域)
自治会・町内会	広範囲の地域(自治会・町内会のある地域)
地域計画 (人・農地プラン)	市街化区域(他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く)等を除いた区域
土地改良区	土地改良事業実施区域
多面的機能支払 交付金	多面的機能支払交付金を活用している区域
中山間地域等 直接支払制度	中山間地域等(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)の対象地域のうち、中山間地域等直接支払制度を活用している区域
国営事業	国営事業実施区域

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ①行政区(1/4)

- 行政区は自治体によって設定される形式地区の一つであり、一部の自治体においては、行政区設置条例、行政区長設置条例等を定めて行政区を設定している。行政区は市町村を任意の区画で分割して設置される実務上の行政区画もしくはその行政区画において設けられる住民自治組織を指す（「自治会・町内会」は別途検討している）。
- 行政区の範囲については、明確な定義は存在せず、自治体によって範囲設定や捉え方は異なる。

地域の系統分類表



【参考】行政区設置条例等

- 区域の設定について、明確な定義はないが、一部自治体では条例内で「従来の字(町)の全部若しくは一部又は数字(町)を合併した区域」「40戸を基準として設置」などの記載がある。
- 指定都市に設置される行政区は、地方自治法第252条の20で定められる事務の分掌を目的とした区域である。
- 行政区設置条例等がない自治体でも、実務上の地区が設定されている自治体は多く、総合戦略や防災情報等の情報から地区を確認することができる。

例
藤岡市行政区設置条例
阿蘇市行政区設置条例
下仁田町行政区設置条例
北杜市行政区長設置条例
稻敷市行政区設置条例
伊勢崎市行政区条例
豊頃町行政区設置条例
さいたま市区の設置等に関する条例（指定都市）

# 第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサステータ提供のあり方

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ①行政区(2/4)

- 指定都市に設置される行政区と比較すると、行政区設置条例にて設定されている行政区は狭い範囲で設定されているものが多く、いわゆる指定都市における行政区は「地区」や「地域」と称されることが多い。

#### 【参考】「本宮市行政区の設置等に関する条例」抜粋

別表第1(第2条関係)

行政区

地区名	行政区名
本宮	1区、2区、3区、4区、5区、6区荒町、6区愛宕、6区館町、7区、8区、9区東、10区、11区、12区、13区、14区
青田	館、高日向、日記沢、小池、花掛、戸ノ内、三ツ池、開墾、殖森、孫市、瀬戸川団地
荒井	下館、西町、三本松第一、三本松第二、大久保、青田原、五百川第一、五百川第二、まゆみが丘、沢田、新介、瀬戸川団地
仁井田	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区
高木	第1、第2、第3、第4、第5、第6、もとみや台
岩根	下桶・梅原、羽瀬石、表矢沢、入矢沢、池ノ入、上町、中町、下町、みずきが丘
関下	神座、上関下、下関下
和田	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、13区
糠沢	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区
白岩	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区
長屋	1区、2区、3区、4区、5区
稻沢	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区
松沢	1区、2区、3区

#### 【参考】「十日町市行政区・市政事務協力員設置規則」抜粋

別表(第2条関係)

(平18規則19・平21規則13・平23規則1・平26規則6・平27規則5・平29規則61・令元規則16・一部改正)

地区	行政区の名称
十日町	本町1丁目上 本町1丁目下 本町東1丁目 本町西1丁目 本町2丁目 本町3丁目 本町4丁目 本町5丁目 本町6の1丁目 本町6の2丁目 本町6の3丁目 袋町東 袋町中 袋町西 十日町宗町 寿町4丁目 高田町1丁目 高田町2丁目 高田町3丁目 高田町3丁目西 高田町3丁目南 丸山町 昭和町1丁目 昭和町2丁目 昭和町3丁目 昭和町4丁目 西寺町 七軒町 泉町 加賀治屋町 開口樋口町 駄通り 西浦町東 西浦町西 稲荷町1丁目 稲荷町2丁目 稲荷町3丁目本通り 稲荷町3丁目東 稲荷町3丁目南 稲荷町3丁目北 稲荷町4丁目 稲荷町西 西本町1丁目 西本町2丁目 西本町3丁目 千代田町 八幡田町 下川原町 宮下町東 宮下町西 謙訪町 神明町 学校町1丁目 学校町2丁目 水野町 若宮町 田中町東 田中町西 田中町本通り 川原町 上川町 田川町1丁目 田川町2丁目 田川町3丁目 住吉町 江道 猿倉 津波 菅沼 大池 十日町赤倉
中条	新座第1 新座第2 新座第3 新座第4の1 新座第4の2 本町7丁目1 本町7丁目2 三和町 四日町新田第1 四日町新田第2 四日町新田第3 四日町新田第4 南新田町1丁目 南新田町2丁目 南新田町3丁目 四日町中原 四日町第1 四日町第1 四日町第2 四日町第3 四日町第4 尾崎 五軒新田 太子堂 塚田 中条八幡 上原 上原新町 中条上町 旭ヶ丘 中町 背戸 下町 中条旭町 中条島 中条峠 梅沢 中条新田 北原 市之沢 嘉勝 輩木 焼野 魚之田川 新水 宇田ヶ沢 中条菅沼 山新田 東枯木又 西枯木又 藤平 三ツ山 上原田 池谷
川治	川治上町第1 川治上町第2 川治中町 川治内後第1 川治内後第2 川治下町第1 川治下町第2 川治下町第3 妻有町東1丁目 妻有町西1・2丁目 谷内丑第1 谷内丑第2 北新田第1 北新田第2 城之古第1 城之古第2 城之古第3 城之古東町 塚原町 高山1丁目 高山3丁目 高山4丁目 錦町1丁目 錦町2丁目 美雪町1・2丁目 美雪町3丁目 桜木町 春日町1丁目 春日町2丁目 春日町3丁目 高田町4丁目 高田町5丁目 高田町6丁目 山本町1丁目 山本町2丁目 山本町3丁目 山本町4丁目 山本町5丁目 千歳町1丁目 千歳町2・3丁目 寿町1丁目 寿町2・3丁目 河内町 関根第1 関根第2 浅之平 笹之沢 落之水 池之平 孕石 長里 桜木

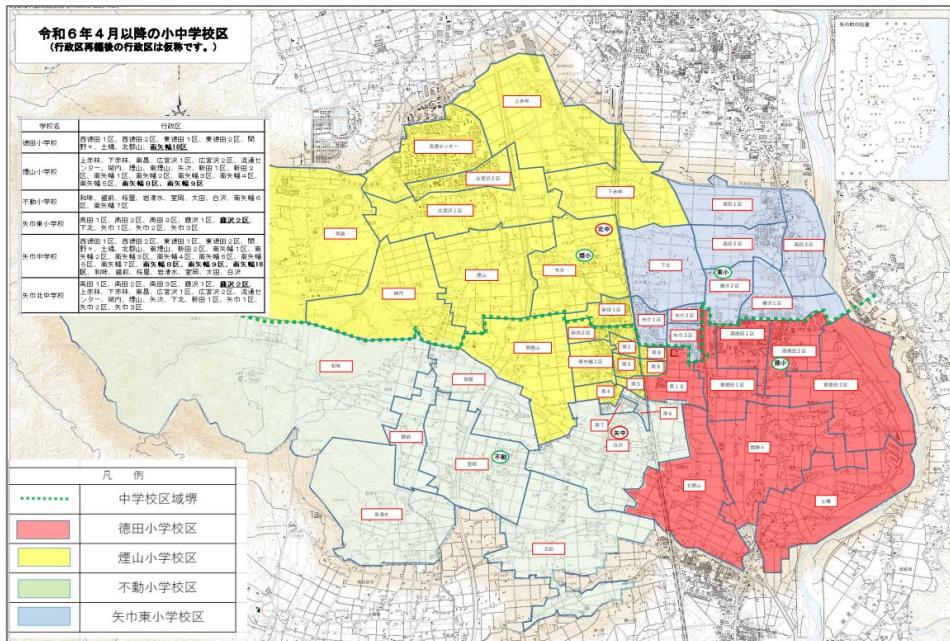
## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ①行政区(3/4)

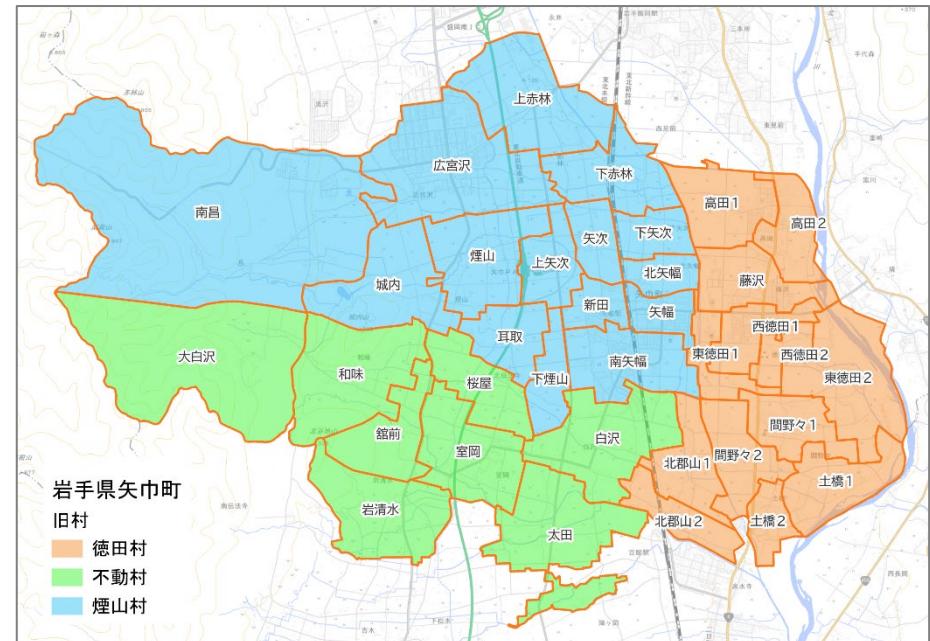
- 行政区と農業集落を比較すると、同一自治体内でも、農業集落と比較して行政区の範囲が広い区と狭い区が混在している。
  - 農業集落と行政区の境界が一致している地域が多いが、一部地域では境界が一致しない地域も存在する。

## 行政区と農業集落の比較(1/2)

## 矢巾町の行政区



## 矢巾町の農業集落



(出所)矢巾町「町内小・中学校の通学区域について」(<https://www.town.yahaba.iwate.jp/yahabatown/switch/2016/2016020900495/tuugakukuki.pdf>)より抜粋

出典(「地域の農業を見て・知つて・活かすDB」(農林水産省))を基にSBC作成

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ①行政区(4/4)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

行政実務上の  
活用

- 行政区は各自治体で設定される実務上の行政区画であり、行政サービス提供の基礎単位の一つであることから、行政サービスの効果検証等、行政施策上の活用が期待される。
- 行政区は各自治体において設定されているため、日本全国の地域をほぼ全て把握することが可能である。

データの所在

自治体

- 行政区の範囲情報は自治体が各々保有している。



## 検討における課題

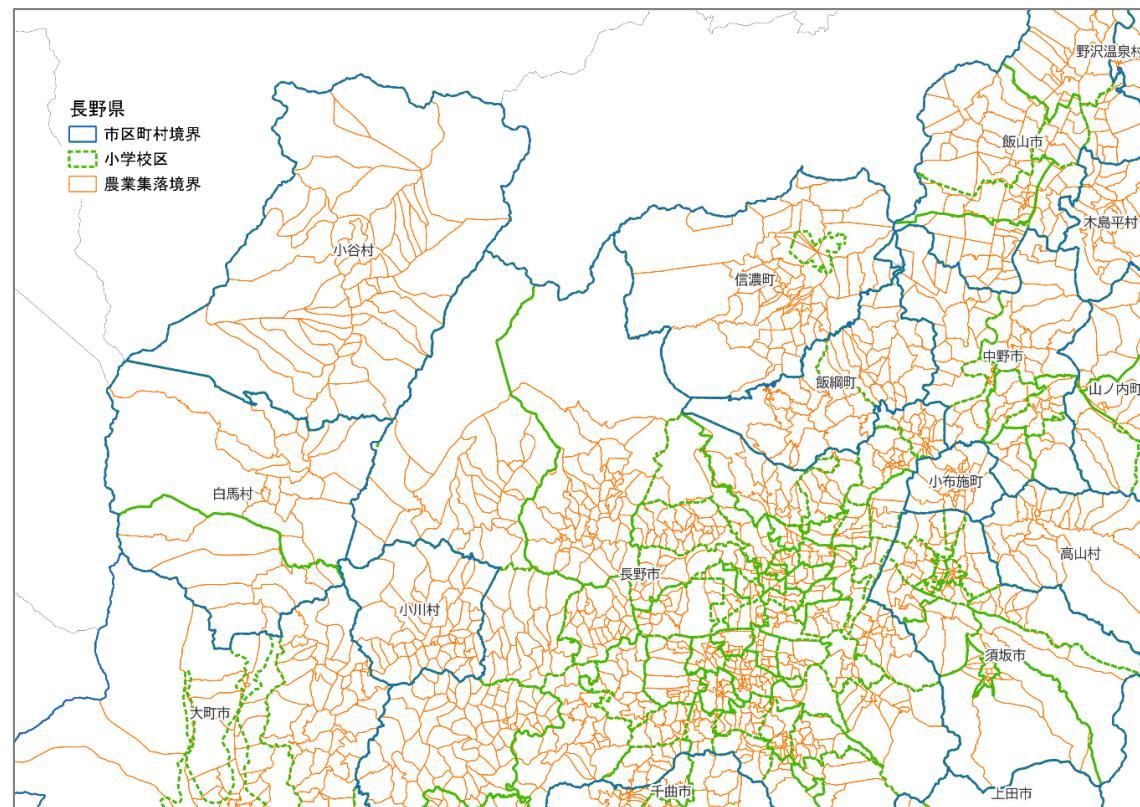
- 行政実務上の区域設定となっているため、行政区の再編等を経て、住民の生活行動の範囲と一致していないケースも存在する。
- 行政区の定義や範囲の広さが自治体によって異なる。
- 行政区によっては農業集落単位よりも狭い範囲で設定されているものも存在するため、行政区を表章単位としても、農業集落単位で秘匿措置の対象となっていた地域の情報が引き続き秘匿のままとなる可能性がある。
- 明確に行政区として設定された区の範囲情報を公表していない自治体も存在するため、各自治体から新たに取得する必要がある。

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ②小学校区(1/2)

- 各自治体では「学区審議会」等において通学区域を審議し、住所ごとに児童生徒の就学すべき小学校を指定している。
- 通学距離については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号において「小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内」と規定している。
- 小学校区の範囲は、複数の農業集落を包含する範囲が多く、小規模自治体では小学校区が自治体単位の場合もある。一方、中心市街地等では、農業集落範囲よりも狭い小学校区が設定されている地域も存在する。

小学校区と農業集落の比較(長野県一部抜粋)



## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ②小学校区(2/2)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

実態に近い  
コミュニティ  
の把握

- 小学校区は、小学校を軸としたコミュニティ範囲であり、一般的に地域の繋がりが強い範囲といえる。また、自治体によっては行政区や自治会とは別に「校区コミュニティ」を設定し、地域活動を行っていることもある。
- 施策の検討や既存研究では小学校区を単位とするものが多く、データの範囲として汎用性が高いと考えられる。

データの所在

国土数値情報  
DLサイト

- 平成22年時点の情報が国土数値情報DLサイトに掲載されている。
- 小学校区の範囲情報は自治体が各々保有している。

自治体  
(教育委員会)

## 検討における課題

- 人口減少による学校の統廃合等により、小学校区の範囲の見直しが行われることがあり、定期的に範囲の修正が必要となる可能性がある。
- 校区の見直しの際には、地域コミュニティだけではなく、地域の人口比等の客観的要素に基づく検討が行われるため、同じ自治会に所属していても校区が異なるなどといったケースも存在する。
- 1つの農業集落の中に複数の小学校区を包含する範囲のものが多数見受けられる。

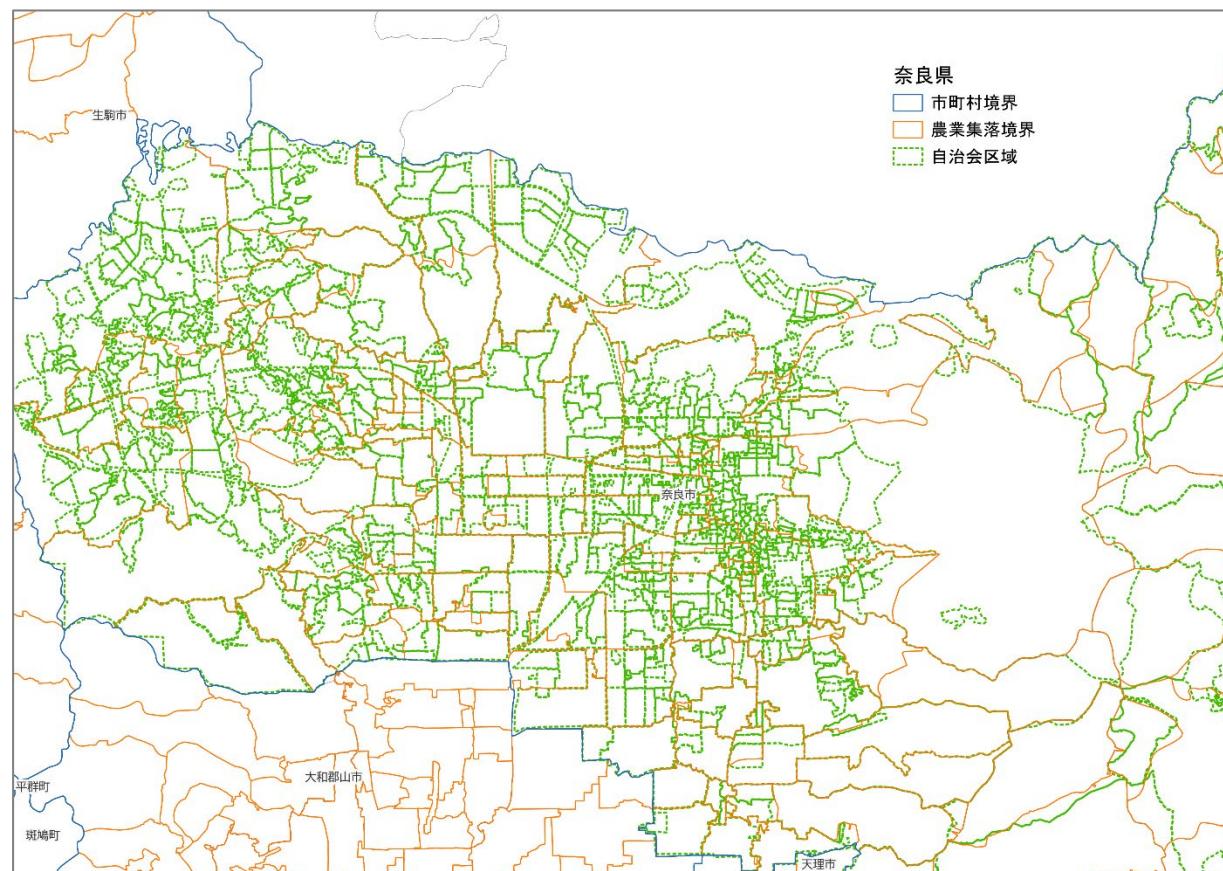
- 小学校区の区域については、平成22年時点の情報が国土数値情報DLサイトに掲載されているが、山間部等の居住不可能地や一部の市区町村については、資料の収集不可等のため範囲データが存在しない。そのため、利用にあたっては公式な資料としては扱えないなど注意が必要。
- 区域の設定は自治体によって異なり、大字・町丁目単位での指定や自治会名、行政区名等単位で指定している地域もあるため、場合によっては自治体に個別に範囲を確認する必要がある。

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ③自治会・町内会(1/2)

- 自治会・町内会は地方自治法第260条の2第1項により、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、名称や範囲に明確な定義は存在しない。

## 自治会と農業集落の比較(奈良市一部抜粋)



## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ③自治会・町内会(2/2)

#### 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

実態に近い  
コミュニティ  
の把握

- 自治会・町内会は、地域住民にとって最も身近なコミュニティ範囲であることから、実態把握に適している。
- 自治体によっては、自治会や町内会を行政サービス提供の基礎単位の一つとしており、行政サービスの効果検証等、行政施策上の活用が期待される。

データの所在

自治体

- 自治会・町内会の範囲情報は自治体が各々保有している。



#### 検討における課題

- 人口減少等により、自治会・町内会の統合による再編や解散が行われており、定期的に範囲の修正が必要となる可能性がある。
- 地域によっては、自治会・町内会が存在しない。
- 農業集落範囲よりも狭い範囲で設定されている地域も多く、データの秘匿措置対象の減少に繋がらない可能性がある。

- 自治会・町内会の範囲を公表していない自治会も多く、自治体に個別に範囲を確認する必要がある。

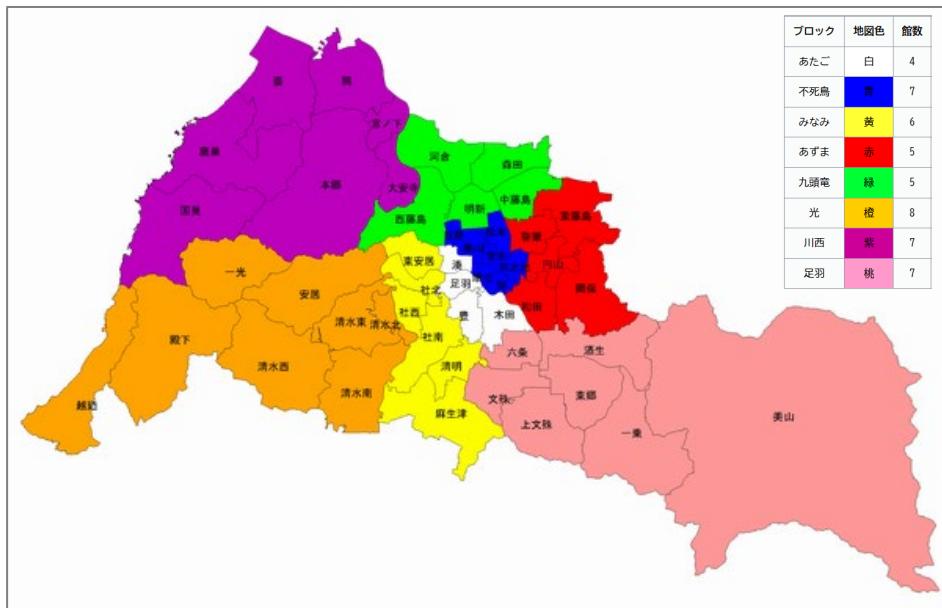
## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ④公民館・集会所(1/2)

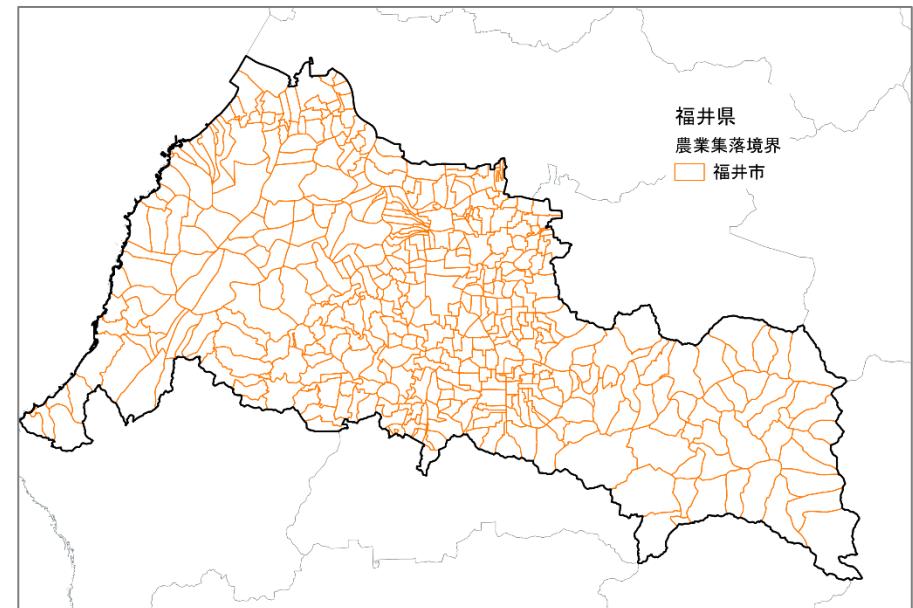
- 公民館は社会教育法第20条において定められており、住民のために、実際生活に即する教育・学術・文化に関する各種の事業を行う教育機関である。
- 集会場は社会教育法第42条の公民館類似施設に該当する、住民により任意に設置された施設であり、自治公民館と呼称されることもある。

公民館と農業集落の比較

福井市の公民館対象区域



福井市の農業集落



## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ④公民館・集会所(2/2)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

実態に近い  
コミュニティ  
の把握

- 公民館・集会所は、地域住民にとって最も身近なコミュニティ活動拠点の一つであることから、実態把握に適している。

データの所在

自治体

- 公民館の所在地情報等は自治体が各々保有している。

自治会等

- 自治体が管理していない集会所等は管理を行っている自治会等が把握している。



## 検討における課題

- 人口減少等により、公民館・集会所の閉鎖や統合による再編が行われており、定期的に範囲の修正が必要となる可能性がある。

- 公民館の所在地は公表されていることが多いが、管轄範囲は公表していない自治会も多く、自治体に個別に範囲を確認する必要がある。

# 第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサステータ提供のあり方

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ⑤地形(1/3)

- 農業集落は、家と家が地縁的、血縁的に結びつき各種の集団や社会関係を形作ってきた農村の基礎的な集団単位という社会的領域と集落に属する一定の土地という空間的領域から成立している。
- 集落形成における地形要因については、立地形態の類似性に着目し分類が行われた調査・研究なども存在する。

### 主な地形分類項目

分類項目		定義
山地斜面等		山地・丘陵または台地の縁などの傾斜地
変形地	崖	自然にできた幅の狭い急斜面
	地すべり地形	動きの緩急は問わず、山体の一部が土塊として下方に移動してきた地形。滑落崖は地すべり頭部にできた崖、移動体はすべった土塊の到達範囲
台地・段丘		台地または段丘面のうち、更新世に形成されたもの
台地・段丘		台地または段丘のうち、完新世に形成されたもの
山麓堆積地形		斜面の下方、山間の谷底または谷の出口等に堆積した、岩屑または風化土等の堆積地形面で、崖錐・麓層面・土石流堆などをいう
低地の微高地	扇状地	山麓部にあって主として砂礫からなる扇状の堆積地形
	自然堤防	洪水時などに河川の流路沿いまたは周辺に砂やシルトが堆積してきた微高地
	砂州・砂堆・砂丘	砂州・砂堆は現在及び過去の海岸、湖岸付近にあって波浪、沿岸流によってできた、砂または礫からなる浜堤、砂州・砂嘴などの微高地。砂丘は風によって運ばれた砂からなる小高い丘
	天井川・天井川沿いの微高地	堤防によって囲まれた河床が堤内地（堤防によって洪水から守られている人家や農地の側）より高い部分と、天井川に沿って形成された微高地
凹地・浅い谷		台地・段丘、低地の微高地などに細流や地下水の働きによって形成され相対的に低い地形。合流扇状地の境界付近における相対的に低い部分
低地の一般面	谷底平野・氾濫平野	山地・丘陵あるいは台地・段丘を刻む河川の堆積作用が及ぶ平坦地、及び河川の堆積作用により形成された、広く開けた平坦地
	海岸平野・三角州	過去の浅海堆積面が海退により陸化した平坦地、及び河川の河口部にあって主としてシルト、粘土などの細粒物質からなる平坦地
	後背低地	河川の堆積作用が比較的及ばない沼沢性起源の低湿地
	旧河道	過去の河川流路の跡
頻水地形	高水敷・低水敷・浜	堤外地（堤防にはさまれて水が流れている側）のうち高水時に冠水する部分、及び暴浪時に冠水する海岸の岩場・砂礫地
	湿地	地下水位が地表面に対して著しく浅い土地
水部	河川・水涯線及び水面	河川は原則として常時水流がある部分。水涯線は、自然状態における水陸の境界。水面は河川、湖沼、海、貯水池などの表面
	旧水部	海、池、沼などを、盛土や埋立等により人工的に陸化したもの
人工地形	平坦化地	山地・丘陵地・台地などの斜面を切り取り整地した平坦地または緩斜地
	農耕平坦化地	山地・丘陵地・台地などの斜面を農耕地として切り取りにより整地した土地
	切土地	山地・丘陵・台地・段丘などの造成地のうち、切り取りによる平坦地または傾斜地
	盛土地・埋立地	主として低地及び水部に土を盛って造成された平坦地または傾斜地。山地・丘陵・台地・段丘などの造成地のうち、盛土による平坦地または傾斜地
	干拓地	水部を干して陸地化した土地
	改変工事中の区域	現在人工的に地形の改変が進行中の区域

### 集落の地勢

平野	起伏が極めて少なく、ほとんど平らで、広く低い地域にある農業集落
盆地	周囲を山地、丘陵地等に囲まれた相対的に低く平坦な地域にある農業集落
高原	海面からかなり高い位置にあって、比較的起伏が小さく平らな地域にある農業集落
裾野	山麓が遠くに延びて緩やかな傾斜をなす地域にある農業集落
山間	山と山の間、山の中の地域にある農業集落
渓谷	幅の割に深く細長い谷となっている地域にある農業集落

### 集落形態の分類

散在集落	主に山場の農業集落に見られる形態で、家がいくつかの谷あいに分かれ、家と家とがばらばらに分布している状態の農業集落
散居集落	主に平場の農業集落に見られる形態で家と家との間に広く田畠が入っている状態の農業集落
集居集落	平場、山場を問わず家が一定の区域に集まって敷地が隣接し、居住地区と耕地が分離されている状態の農業集落
密居集落	平場、山場を問わず家が一定の区域に集まって敷地が隣接し、居住地区と耕地が分離されている状態の農業集落

(出所)内閣府「全国の孤立可能性のある集落の推計」

(<https://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h17/pdf/050629shiryou2-1.pdf>)

# 第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサステータ提供のあり方

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ⑤地形(2/3)

- 農林水産省では、市区町村及び旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として、農業地域類型を公表しており、様々な政策や分析等で活用されているが、公開の最小範囲は農村集落単位ではなく旧市区町村範囲となっている。

### 農業地域類型の基準指標

区分	基準指標	第1次分類		第2次分類	
		区分	基準指標	区分	基準指標
都市的地域	○可住地に占めるDID（人口集中地区）面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の市区町村及び旧市区町村。	水田型	水田率70%以上	4	1
	○可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。	田畠型	水田率30%以上70%未満		
平地農業地域	○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村及び旧市区町村。 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畠の合計面積の割合が90%以上のものを除く。	畠地型	水田率30%未満	3	1
	○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畠の合計面積の割合が10%未満の市区町村及び旧市区町村。	水田型	水田率70%以上		
中間農業地域	○耕地率20%未満で、「都市的地域」および「山間農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。	田畠型	水田率30%以上70%未満	3	1
	○耕地率20%以上で、「都市的地域」および「平地農業地域」以外の市区町村及び旧市区町村。	畠地型	水田率30%未満		
山間農業地域	○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村。	水田型	水田率70%以上	3	1
		田畠型	水田率30%以上70%未満		
		畠地型	水田率30%未満		

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域 → 中間農業地域

2 DID[人口集中地区]とは、人口密度約4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区が互いに隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、畠地としての地形上の主傾斜をいう。

### 活かすDB\_農業地域類型(令和5年改訂)

pref_name	city_name	kcity_name	rcom_name	地域類型1次分類	地域類型2次分類
長野県	小谷村			4	1
長野県	小谷村	南小谷村		3	1
長野県	小谷村	南小谷村	梅池	3	1
長野県	小谷村	南小谷村	五区・蕨平・	3	1
:	:	:	:	:	:
長野県	小谷村	南小谷村	北雨中	3	1
長野県	小谷村	南小谷村	千国	3	1
長野県	小谷村	中土村		4	1
長野県	小谷村	中土村	六合	4	1
長野県	小谷村	中土村	奉納	4	1
:	:	:	:	:	:
長野県	小谷村	中土村	田中	4	1
長野県	小谷村	中土村	小谷温泉	4	1

農業集落には、旧市区町村範囲と同じ分類を  
当て込んでいる

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ⑤地形(3/3)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

実態に近い集落の把握

- 地形は集落の構成要素として大きな割合を占めており、地形データをもととした地域の表章が可能であれば、広域での取り組み等を促進する際に、地理的要因を考慮した地域の検討が可能となる。
- 特に、水利は集落把握において重要な要素であり、集落調査の際にはヒアリング等によって把握されているが、可視化されることによって、より効率的な調査・研究に繋がる。



データの所在

国土交通省

- 國土數値情報として、水域については「海岸線」「海岸保全施設」「湖沼」「流域メッシュ」「ダム」「河川」が、地形については「標高・傾斜度メッシュ」「低位地帯」「大規模盛土造成地」が公表されている。
- 國土地理院が「基盤地図情報（數値標高モデル）」や「植生指標データ」等を公表している。

自治体

- 農業用ため池等の情報は都道府県が保有、水利等の情報は自治体が個別に把握している場合もある。
- 公表データとして存在しない農業用水の末端水路等の情報は水利組合や土地改良区が把握していることが多い。

水利組合等

- 市区町村及び旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として農業地域類型を設定している。
- 日本水土図鑑において、標高、農地、基幹的農業水利施設の情報を掲載している。
- 農業基盤情報基礎調査において基幹的水利施設の用水路・用排兼用水路データ等を把握している。

農林水産省

## 検討における課題

- 集落は地形的要素を含む、複数の構成要素から成り立っており、地形の1要素のみでは集落の把握は難しい。
- 地形による地域の把握では、実際の生活・文化の状況を反映することは出来ない。

- 現在、末端水路等の詳細情報をまとめて公表しているものは見受けられない。
- 行政が末端水路等の詳細情報を把握していない場合、水利組合や土地改良区等への個別確認が必要となるほか、把握している情報が、データベース化されていないことが多い。

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ⑥多面的機能支払交付金(1/2)

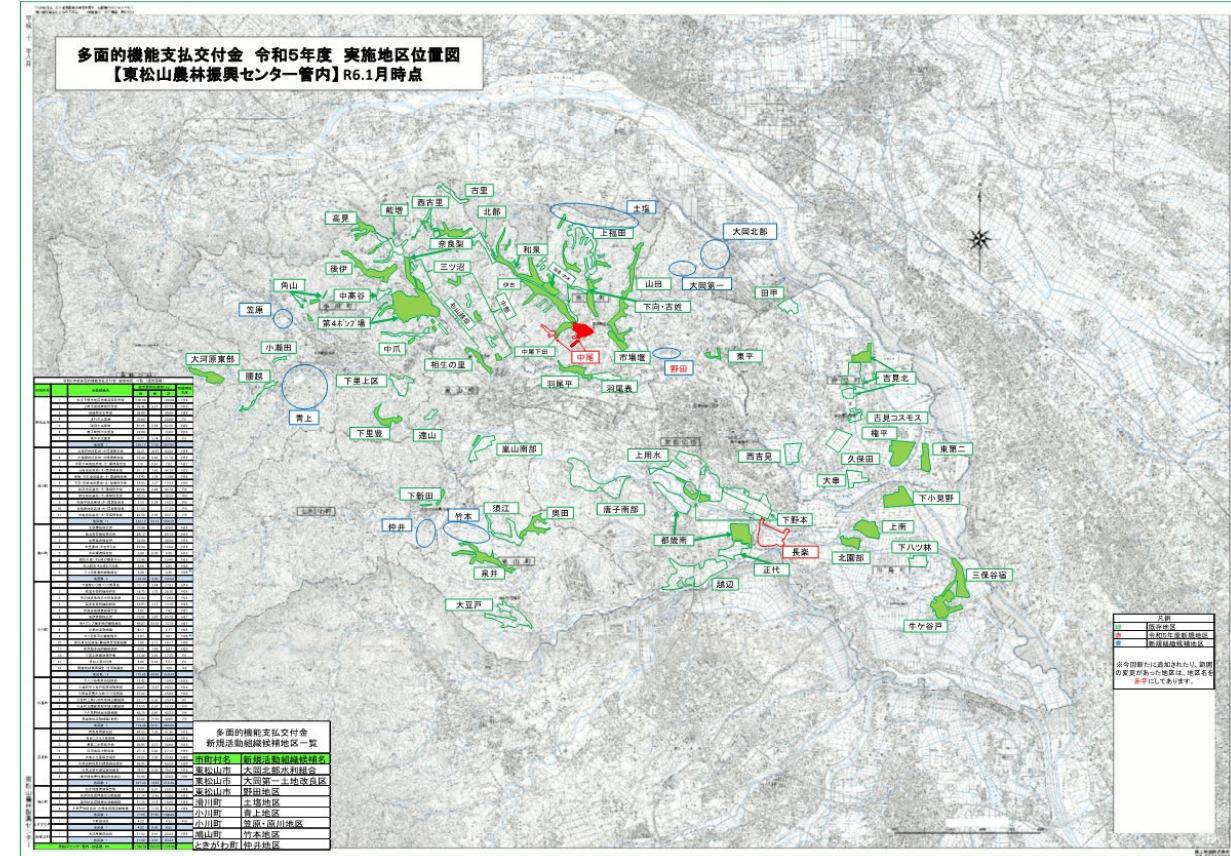
- 多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成され、農業者のみで構成される活動組織と、農業者と非農業者で構成される組織が対象となる。
  - 申請の際には、実施区域位置図の提出が必要であり、各組織の活動範囲を把握することが可能。

## 対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
	
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
	
ため池や堰などの水系単位で保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で保全活動を行う体制

(出所)多面的機能支払交付金の活動の手引き  
(<https://tamenkyougikai.jp/cms/wp-content/uploads/2021/11/b11e1c1aca07b5f7f68e53329f278cf.pdf>)より抜粋

## 多面的機能支払交付金 実施地区位置図



(出所)埼玉県多摩の機能性支払推進会議「多機能支払方式」(http://www.saidoren.or.jp/noitamu)より複数の機能支払方式をまとめたもの

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ⑥多面的機能支払交付金(2/2)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

事業範囲の把握

- 多面的機能支払交付金を活用している組織の具体的な範囲を把握することが可能となる。
- 多面的機能支払交付金の活動の手引きでは、「地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもつとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定」「合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討」することとしており、地域実態に即した範囲であるものが多いと考えられる。
- 多面的機能支払交付金の期間は5年となっており、更新の際に、実態にあわせた地域範囲の見直しが行われているものと考えられる。
- 実施区域位置図には、開水路やため池等の地形情報も含まれる。

データの所在

自治体

- 多面的機能支払交付金の申請は市区町村に行うため把握している。
- 管轄地域における、多面的機能支払交付金活動組織を把握している。



## 検討における課題

- 実施区域位置図は農地情報がメインとなっており、農業経営体のデータが含まれていない可能性がある。
- 農家が少ない地域など、多面的機能支払交付金を活用していない地域も存在する。

- 自治体、土地改良区によっては活動範囲について、提出を受けた実施区域位置図のみで把握していることもあり、詳細な電子データが作成されていない地域も存在する。

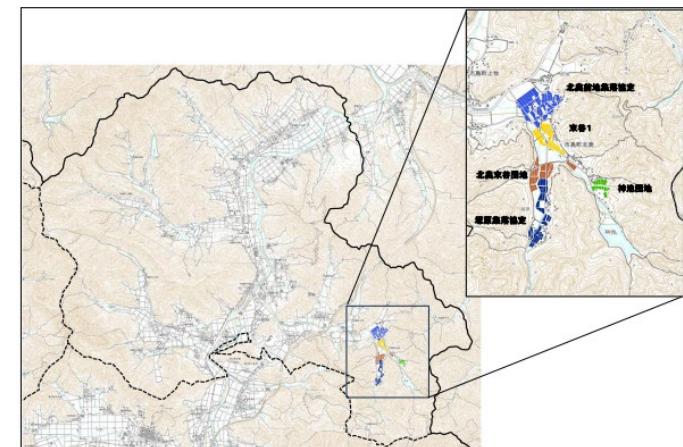
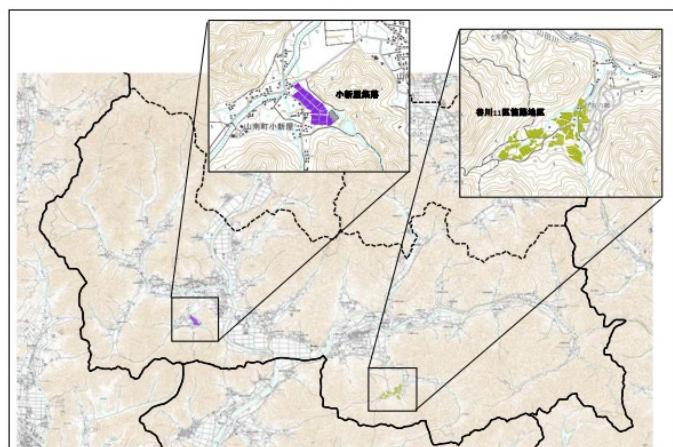
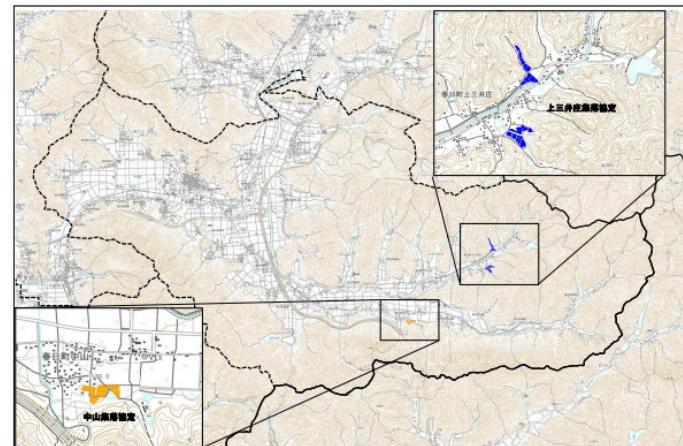
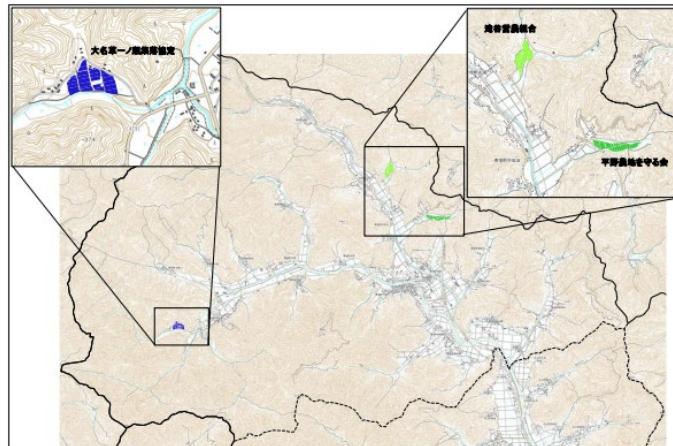
# 第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサステナタ提供のあり方

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ⑦中山間地域等直接支払制度(1/2)

- 集落等を単位とする集落協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等を対象とする。
- 申請の際には、実施区域位置図の提出が必要であり、活動範囲を把握することが可能。

中山間地域等直接支払交付金 活動範囲図(丹波市)



## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ⑦中山間地域等直接支払制度(2/2)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

事業範囲の把握

- 中山間地域等直接支払制度を活用している組織の具体的な範囲を把握することが可能となる。
- 協定は、集落の現状、目標、役割分担、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等について、集落の話し合いと合意により作成するため、地域実態に即した範囲であるものが多いと考えられる。
- 実施区域位置図には、開水路やため池等の地形情報も含まれる。

データの所在

自治体

- 中山間地域等直接支払制度の申請は市区町村に行うため把握している。



## 検討における課題

- 実施区域位置図は農地情報がメインとなっており、農業経営体の住所範囲が含まれていない可能性がある。
- 中山間地域であっても、中山間地域等直接支払制度を活用していない地域もある。

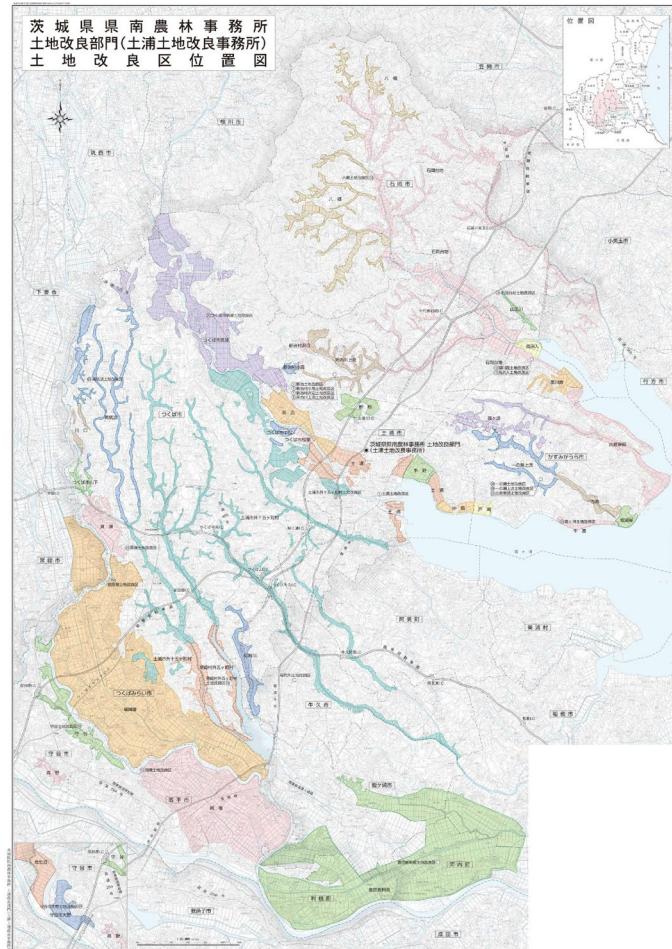
- 自治体によっては、活動範囲について提出を受けた実施区域位置図のみで把握していることもあり、詳細な電子データが作成されていない地域も存在する。

# 第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサステナタ提供のあり方

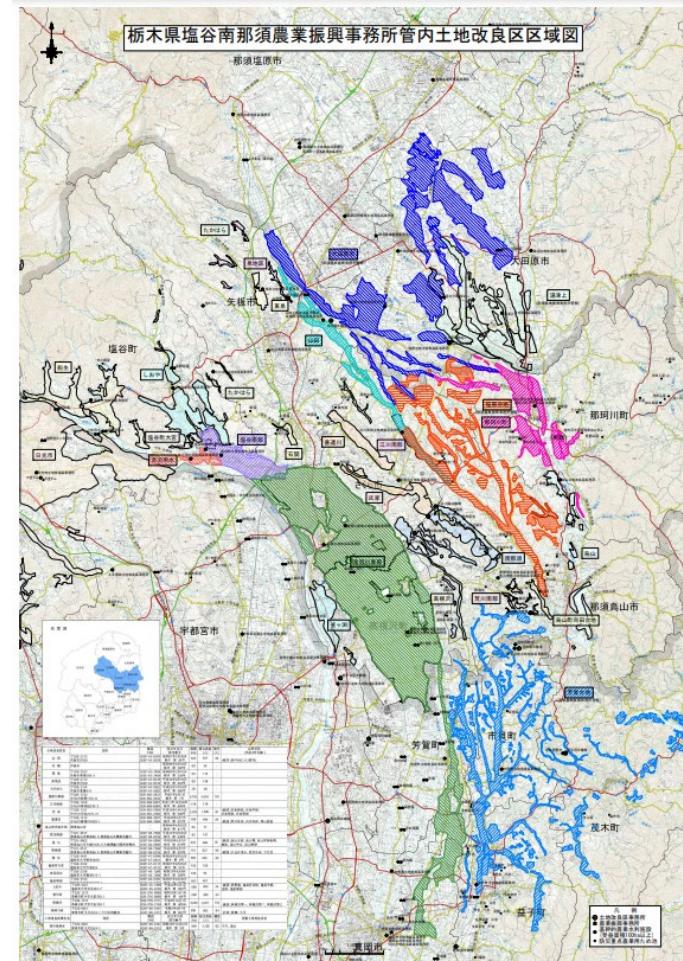
## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ⑧土地改良区(1/2)

- 土地改良区は、土地改良事業という公の事務を行うことを目的に設立される法人で、当該土地改良区の区域の範囲において、組合員（原則として農業を営む者）の3分の2以上の同意で土地改良事業（建設及び維持管理）の実施が可能となる。
- 土地改良区の多くは、土地改良事業により整備された施設の維持管理を行っており、特に、農業用の水路の大半を土地改良区において維持管理している。



(出所)茨城県県南農林事務所管内土地改良区位置図(<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nannourin/tochi/documents/kannaaizu.pdf>)  
より抜粋



(出所)栃木県「土地改良区の紹介」(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g55/kouhou/seibi20220613.html>)より抜粋

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ⑧土地改良区(2/2)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

事業範囲の把握

- 土地改良区では、農業用用排水施設の新設・変更、農地の整備等工事を伴う事業や、土地改良事業によって造成された施設の維持管理を行っており、土地改良区が実施する事業範囲を把握することが可能となる。
- 土地改良区は農地周りの水路等の維持管理も行っており、管理箇所を地図データへの落とし込むことで、水路等の情報を把握することが可能となる。

データの所在

土地改良区

- 管轄地域について、各土地改良区で把握している。

都道府県

- 土地改良区は、都道府県知事の認可により設立される法人のため、管轄区域は都道府県が把握。地域振興局等のホームページで管轄区域を公表している都道府県も存在する。



## 検討における課題

- 土地改良区の数および組合員数は合併等により減少傾向にあり、農地周りの水路等の維持管理を地域の活動組織（多面的機能支払いの活動組織、町内会及びPTA等）が担っている地域もあるため、すべての農地情報を把握することはできない。
- 土地改良区の管轄区域は、事業実施区域がベースとなるため、事業内容によっては、農林業経営体のデータを含まない可能性がある。

- 管轄区域の把握は可能であるが、特に小規模の土地改良区では水路等の情報を含むような地図情報について、紙媒体でのみ保有している場合もある。

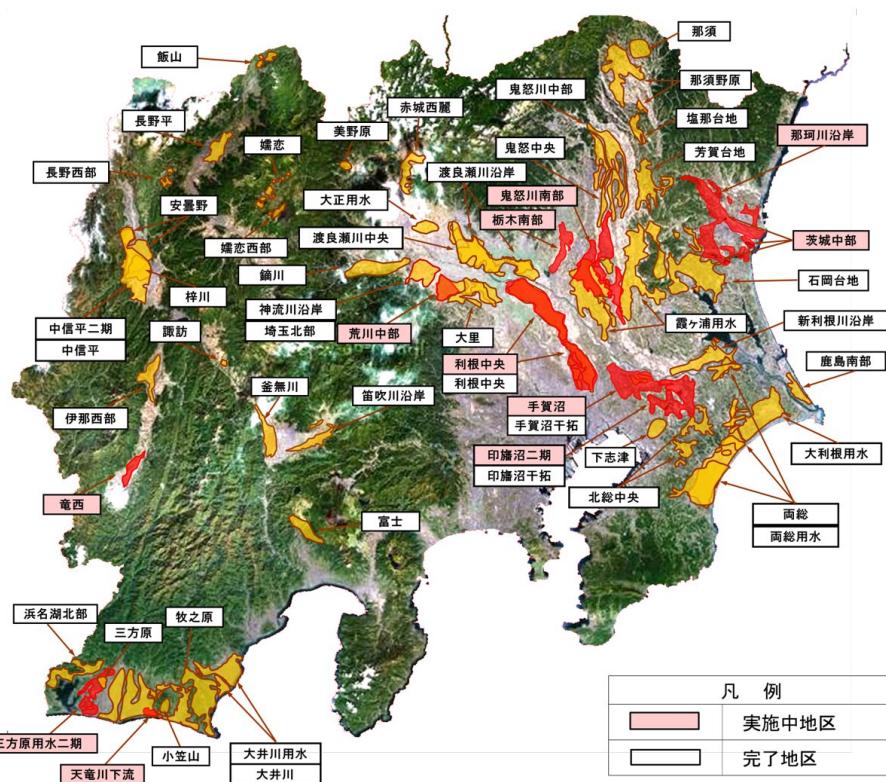
# 第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサステナタ提供のあり方

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

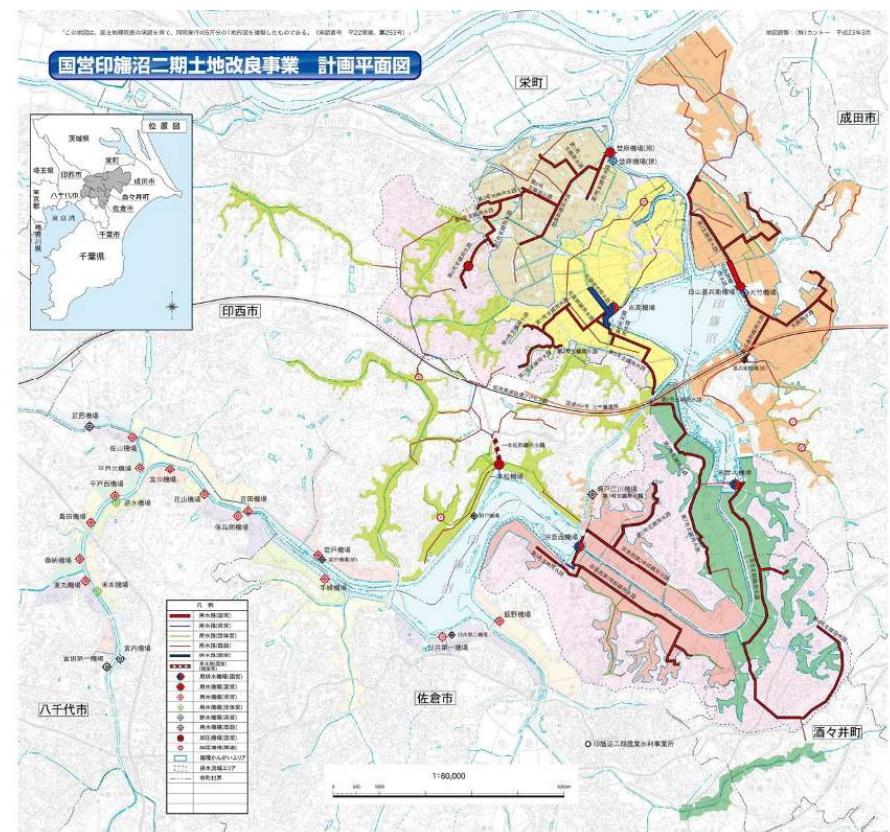
### ⑨国営事業(1/2)

- 国営事業は農業用水、農地、農業用用排水施設等の生産基盤を整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善等を図るものである。
- 土地改良事業は、事業の規模・性格に応じて国営事業と都道府県営事業及び団体営事業（市町村、農協、土地改良区等）に区分けされている。

国営事業所の取り組み(関東農政局)



国営かんがい排水事業「印旛沼二期地区」



## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ⑨国営事業(2/2)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

事業範囲の把握

- 国営事業の具体的な範囲を把握することが可能となる。
- 他のデータと組み合わせることによって、国営事業そのものの事業効果だけではなく、周辺地域へもたらすインパクトを可視化できる可能性がある。



データの所在

国

- 国の直轄事業であるため、事業区域を把握している。

## 検討における課題

- 事業実施区域がメインとなっており、事業によっては農業経営体のデータが含まれていない可能性がある。
- 事業実施年が古い事業については、電子データが作成されていない可能性がある。

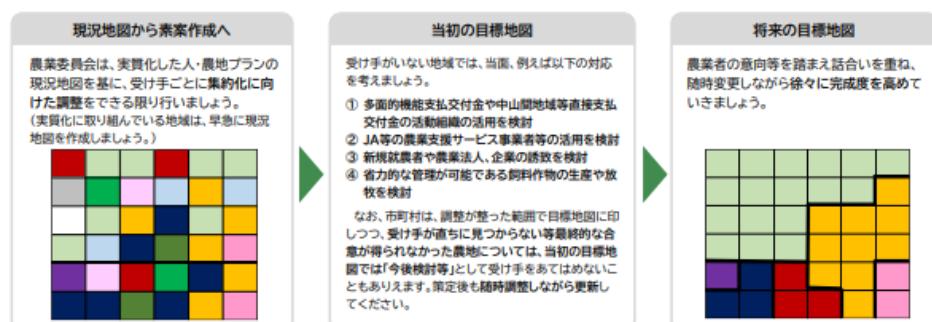
# 第5章 調査・研究結果を踏まえた農林業センサステナタ提供のあり方

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

### ⑩地域計画(人・農地プラン)(1/2)

- 人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化したものである。
- 令和5年4月より、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、「目標地図」を新たに作成することが義務付けられた。
- 「目標地図」は10年後の1筆ごとの農地を、どの担い手に集積・集約するかを表した、農地利用の将来図となるもので、令和7年3月までに、地域・農業者・関係機関との協議を経て、地域計画を策定・公表することとしている。

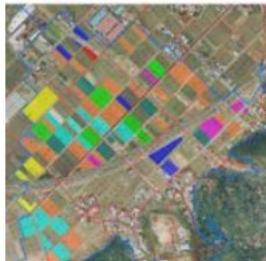
#### 目標地図の作成



【令和元年度(当初)】



【令和2年度時点】



【目標地図(令和5年度)】



#### 地域計画地域割り（小谷村）

市町村名 (市町村コード)	小谷村 (204862)
地域名 (地域内農業集落名)	南小谷地区 (峯集落、蕨平集落、土倉集落、坪山集落、虫尾集落、高車集落、堂の入集落、家の下集落、越戸外集落、立屋・千国集落、元巡回集落、黒川集落、池原集落、梨平集落、伊折集落、平間集落、下里瀬集落、沓掛集落、川内地区、平間地区)
地域名 (地域内農業集落名)	中土地区 (土谷集落、中谷集落)
地域名 (地域内農業集落名)	北小谷地区 (深原集落、大平集落、来馬集落)

(出所)小谷村「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定について」  
(<https://www.vill.otari.nagano.jp/www/contents/1729669256750/index.html>) より抜粋

## 2. 新しいコミュニティの指標(案)

## ⑩地域計画(人・農地プラン)(2/2)

## 新たな表章単位としての可能性

活用可能性

実態に近い  
集落の把握

- 地域計画の作成には、地域での話し合いが必要であり、実態を反映した範囲を把握することが可能となる。
- 市街化区域等を除いた区域が対象となっており、農業が行われている地域を広く網羅できる。
- 地域計画では目標地図の作成が必要なため、地区的農地範囲を把握することが可能となる。
- 話し合いの継続により、毎年の地域計画のブラッシュアップが行われるため、直近の農地実態が把握できる。
- 自治体によっては、地域計画、人・農地プランを農業政策の基本単位として活用する地域も存在する。

データの所在

自治体

- 地域計画は自治体より公表される。



## 検討における課題

- 地域計画の範囲設定が自治体によって異なる。
- 目標地図を活用する場合は農地がベースとなっているため、農林業経営体の情報が含まれない可能性がある。

- 自治体や地区によって、目標地図の作成形式が異なる。

### 3. 農林業センサステータ提供のあり方 まとめ

- 地域の実態を反映したデータを提供するために、従来の「農業集落」の重要性を鑑みつつも、既存の地域範囲にとらわれない、多様な指標に基づく新たな表章単位を導入することは、公共・学術研究・民間問わず有用である。
- 農林業に限らず幅広い分野での活用を促進するためには、「生活・文化的要素」と「農林業的要素」を組み合わせ、地域の特性に応じた柔軟なデータ提供の枠組みを構築することが重要である。特に以下の指標は、実現可能性、有用性の観点から優先的な検討が望まれる。

指標	指標の有用性
公民館・集会所	<p>公民館・集会所は、地域コミュニティや農村活動の中心をなす施設となっていることが多く、集落に関する指標として有用である。また、農業集落範囲よりも広域で設定されているものが多く、秘匿措置の解消という観点からも有効である。</p> <p>全国を網羅できる指標の一つであり、全国データである農林業センサスの特徴を活かすうえでも有用といえる。活用例としては、公民館・集会所の配置状況と、集落活動や寄り合い回数との関係性分析など、地域拠点政策の有効性の検証等が考えられる。</p>
国営事業	<p>国営事業は、農業生産性の向上だけではなく、過疎・高齢化が進む中で地域社会の保持などの社会政策としての効果も期待されている。現状では社会的効果が可視化された事例は限られているが、国営事業に関する指標を設定することで、社会政策や地域政策の影響を確認したり、他データと組み合わせることでその波及効果を検証したり、またそこから今後の政策資源投入の予測が可能となるなど、様々な活用が期待でき、エビデンスに基づいた国営事業の展開を支えるものとなりえる可能性がある。</p>
多面的機能支払 交付金	<p>ハード事業である国営事業に対し、ソフト面を中心とする多面的機能支払い交付金・中山間直接支払制度もまた、国営事業と同様に、農業集落の維持・発展に貢献してきた事業である。</p>
中山間地域等 直接支払制度	<p>これらの事業を指標とすることで、個々の活動組織における政策効果を定量的に評価することが可能となり、真に支援が必要な地域や担い手を特定したり、限られた資源をより効果的に投入するのに適した地域を見定めるなど、これまで以上にエビデンスに基づいた制度活用が進む可能性がある。</p>
地形 (農業地域類型)	<p>各種事業においては、農業集落等の地域の地形的要素を踏まえて取り組まれているが、現在、地形的特徴を示す指標の最小単位は、旧市町村に分類された農業地域類型である。このため既存研究では、地形的要素を詳細には考慮することができないため、農業地域類型のような地形の特徴を農業集落単位に落とし込むことで、農業集落単位の新たな変数として地形要素を考慮することが可能となり、集落分類や農業集落単位での実態に対する解像度の向上が期待できる。また、気象や人口移動に関するデータなどと組み合わせることで、作付けや収穫、農地の集積・集約化の動向の検証など、農業展開に欠かせない情報が新たな段階へと進む可能性がある。</p>

# 第6章 農林業センサスにおける緯度経度情報の有用性

## 1. 緯度経度情報の有用性

### ①緯度経度情報を付与することによる効果

- 前提として、今回の検討にあたっては個人情報保護についてはあえて議題とせず、緯度経度情報を付与することの有用性についてのみ議論を行った。
- 農林業に関する分析では、農業集落単位や市区町村単位といった地域単位の分析に加え、経営体単位（ミクロ）での分析も非常に重要である。特に、検討の結果、緯度経度情報を付与することで、現在の地域区分に縛られず、地図上で「空間」的に情報を把握できるようになることは、農林業センサスのさらなる利活用において非常に有用であるといえる。
- また、過年次の農林業経営体へ緯度経度情報を付与することにより、過去の情報を蓄積したパネルデータとして「時系列」での把握が可能となる。
- さらに、時系列および空間でのデータ把握により「予測」に繋げることが可能となる。

### 緯度経度情報を付与することにより可能となること

#### 空間での把握

- 空間での把握が可能となることで、市区町村や農業集落といった既存の区分にとらわれず、任意の範囲でデータを集計・分析可能となる。例えば、特定の河川流域における農業経営体の分布や集落内での集散・離散の状況など、従来の手法では把握が難しかった空間的な分析が可能となる。また、位置が明らかとなることで、「距離」「時間」という新たな変数を活用することが可能となる。
- 今までは、秘匿措置により地域のデータが公表されていなかったため、データが不足するものについては現地での実態調査が必要であった。リソース等の関係で調査範囲が限られることが多かったが、緯度経度情報の付与により広域かつ同じ調査項目での経営体の比較が容易となる。
- 緯度経度情報の付与により、地図上のポイントで農業経営体を把握できるため、地名が分からず地域でもデータの取得が可能となる。
- 農業地域類型や標高・傾斜といった地形データを他のデータと組み合わせることで、農業経営体がどのような地形条件のもとで分布しているかを地図データ上で把握することが可能になる。

#### 時系列での把握

- 農林業センサスの農業経営体は、客体番号によって管理されているが、住所情報が変わらなくても、経営承継や経営体の統合や分割により客体番号が変わる可能性がある。長期的かつ継続的な分析を行う際に、別の経営体として判断されてしまうケースが想定されるが、緯度経度情報が付与されることで、同一の位置情報での追跡が可能となり、時系列でのデータ把握が可能となる。

#### 予測

- 農業経営体の個々の属性情報等の把握、および「時系列での把握」が可能となることで、コホート分析等により時間経過に伴う変化や将来予測が可能となる。
- また「空間での把握」が可能となるため、既存の範囲設定に縛られず、気象条件や地形、流通圏に基づいた予測が可能となる。

## 1. 緯度経度情報の有用性

### ②緯度経度情報を付与した農林業センサスの有用性(1/2)

#### 緯度経度情報を付与した農林業センサスデータの活用

##### 調査地域の選定・情報収集

- 農林業分野における調査・研究では、経営体単位の分析も重要である。従来は調査対象の選定にあたっては、役所や地域住民への聞き取りなどを行っていたが、経営体単位の把握が可能となることで、同一指標で経営体の比較が容易となり、効率的な調査対象の選定を行うことが可能となる。
- 個人情報に対する意識の高まりなどから、以前と比べ経営体や関係者へのヒアリングが難しくなってきている状況にある。個々の経営体を把握できれば、基礎情報等を事前に確認することが可能となり、調査対象者の負担軽減に繋がる。

##### 空間計量経済分析

- 経営体の所在地が明らかになることで、農業構造の分析等について、地理的要因や交通インフラ、農家間の距離が影響するかといった分析が可能となる。これらの要因が農業経営にどのように影響を与えるかを詳細に把握することができる。

##### パネルデータ分析

- 同じ農業経営体を複数の時点で観察するため、時系列で変化を追跡し、農家の経営状況や生産性の変動を詳細に分析することが可能。これにより、農林業経営体間の比較や変動状況を考慮しつつ、政策や外部要因の影響を評価することができる。

##### 政策評価

- 農業政策支援を受けた経営体と受けなかった経営体を時系列で比較することで、農業政策支援の効果を図ることが可能となる。
- 個々の経営体について、農業政策支援を受けた場合に想定される効果を分析することも可能となる。

# 第6章 農林業センサスにおける緯度経度情報の有用性

## 1. 緯度経度情報の有用性

### ②緯度経度情報を付与した農林業センサスの有用性(2/2)

#### (例)データの活用イメージ

##### 集荷施設の再編

農家の高齢化等により、集荷場へ農作物の運搬が難しくなる課題に対し、集荷ポイントの設置を検討。農家の位置や基礎情報が分かることで集荷ポイントの設置位置の検討の参考となる。

##### 新規就農者情報

新規就農者の参入や規模拡大を検討する際、地域への入り込みやすさが重要となる。地図情報で農業経営体の増減傾向が把握できれば、新規参入しやすい地域を探す材料となる。

##### 気象データとの組み合わせ

同じ農業集落内であっても、地形等により気象条件が大きく異なる地域が存在するほか、気候変動により作付品種に影響が生じている事例も存在。経営体の位置情報を可視化することで、気象条件が個々の経営体にもたらす影響を明らかにすることが可能となる。また、気候変動により作付に適した土地が変化する中で、新たな土地を探す際の参考となる。

##### 担い手の把握

個々の経営体における経営主や基幹的農業従事者の構成年齢、担い手の確保状況を把握することで、今後の担い手の状況や経営維持の可能性を予測、今後の農地利用の方針検討に繋げることが可能となる。



### 緯度経度情報を付与した農林業センサスの活用ニーズ

- 農林業センサスに緯度経度情報を付与することで、データ活用における柔軟性が高まり、前述の活用以外にも様々な用途が期待される。
- 行政や学術研究においては政策評価における活用が、また、農業投資等も増えてきている中で企業や農業経営体においては、生産性向上に資する多様な分析や企画における活用、新規参入や担い手確保に繋がることが期待される。

## 1. 緯度経度情報の有用性

### ③新たな表章単位と緯度経度情報の活用

- 本調査で検討した新たな表章単位について、既存の公表範囲データの結合による表章は難しいことが想定される。
- 新たな表章単位のデータを構築するにあたり、緯度経度情報が付与された農林業センサスデータが存在すると、任意の範囲でデータの取得が可能であることから、データの構築が容易になると考えられる。また、表章単位の範囲が変わっても臨機応変に対応することが可能である。

#### 今までの活かすDB

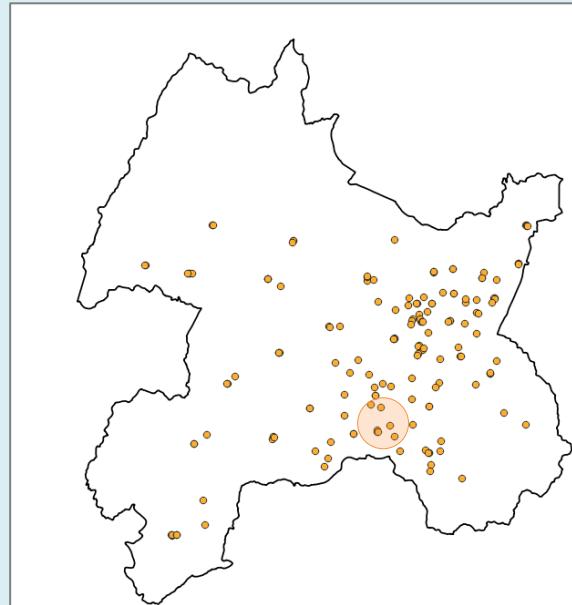
公表データの最小で選べる範囲は農業集落単位であり、集落内の特定の範囲のデータの取得はできなかった



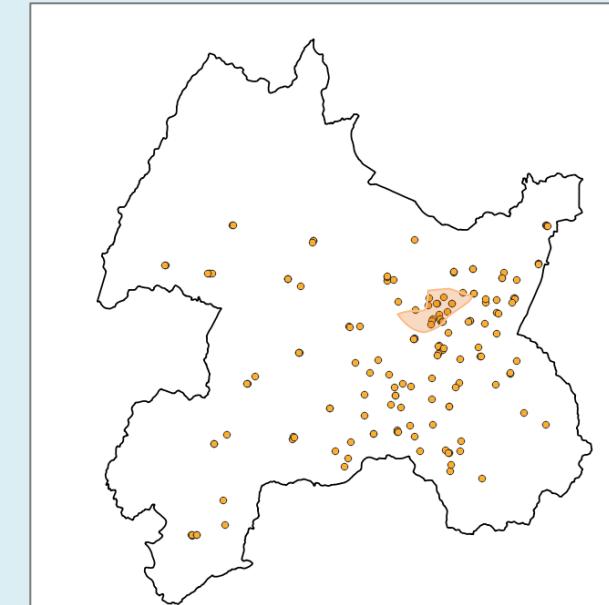
(例)農業集落A

#### 緯度経度情報の付与

既存のポリゴンデータと併用したり、任意の範囲を選ぶことが可能となれば、農業集落の枠組みを超えたデータの構築が容易となる



(例)半径〇km範囲



(例)多面的機能支払交付金の活動組織

## 1. 緯度経度情報の有用性

### ④緯度経度情報の有用性 まとめ

- 農林業センサスの農林業経営体毎に緯度経度情報を付与することにより、「空間での把握」「時系列での把握」さらにはそれらに基づく「予測」が可能となる。
- 緯度経度情報を付与したデータの公開は、個人情報保護の観点から大きな壁が存在するが、農林業に関する分析では、農業集落単位や、市区町村単位といった地域単位の分析だけではなく、農林業経営体単位での分析も非常に重要であり、今後より柔軟なデータ提供や活用を図っていくうえで十分に検討する価値があるといえる。したがって、個人情報の保護や匿名性の確保に配慮したうえで、緯度経度情報を付与した農林業センサスの経営体情報を活用できることは、非常に有用であるといえる。
- 農林業分野においても、スマート農業に対応していくため、地理空間情報分析に取り組む研究者が増えてきているが、現在の公表データでは空間情報が不足している状況である。現状では、地域住民や役所への聞き取り調査など、必要なデータは自身で取得する必要があるが、緯度経度情報が紐づいた農林業センサスデータが存在することで、調査の負担が軽減され、他の作業へリソースを回すことが可能となる。
- また、複数の経営体を調査する際も、共通のデータでの分析が可能かつ、広域での比較分析が容易となる。
- これまで、経営体個別のデータが公表されていなかったため、地理的要因を十分に考慮することができなかった。しかし、緯度経度情報が付与されることにより、位置情報を時間や距離に変換することが可能となり、従来の平面的な分析に加えて、立体的な分析を行うことができるようになる。
- 農業分野は他の産業と比較して速攻性のある政策が少ないため、長期的な分析が必要となることが多い。一方で、農家の高齢化が進み、経営承継などで経営者が変わる可能性もあることから、農業経営体を位置情報で把握できれば、データが時系列ごとに蓄積され長期的な分析が可能となり、政策効果の検証が可能となる。
- 本調査で検討を行った、新たな表章単位について、緯度経度情報が付与された農林業センサスデータが存在すると、任意の範囲での集計が可能なためデータの構築が容易になると考えられる。また、表章単位の範囲が変わっても臨機応変に対応することが可能である。

農林業センサスは、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計データ及び各種農林統計の作成に必要な母集団情報を提供し続けている極めて重要な調査である。

しかしながら、昨今の農林業を取り巻く環境は非常に厳しく、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少など様々な課題が山積し、農業集落の実態も以前と大きく変わってきている。結果として、データの秘匿措置の対象となる農業集落が多数生じ、今後もさらに増加することが見込まれる。本調査・研究では、既存の農林業センサスデータの活用状況、現地の地域コミュニティの実態把握を実施し、有識者を交えて農林業センサスデータ提供の今後の在り方について検討を行った。

その結果、地域の活動単位の根底には「集落単位」が強く存在しており、特に農業に関しては「農業集落」が活動の基本となっていることが再認識された。しかしその一方で、一つの農業集落だけで完結しているのではなく、農業を取り巻く環境の変化に対応し、そのあり方を柔軟に変化させていることも明らかとなった。したがって、農林業センサスデータをより有効に活用してもらうためには、農業集落を取り巻く環境変化に対応した新たな地域の捉え方を提起していく必要がある。そこで、本調査・研究では、地域の実態を反映したデータを提供するために、従来の「農業集落」の重要性を鑑みつつも、既存の地域範囲にとらわれない、多様な指標に基づく新たな表章単位の導入に向けた新しいコミュニティの指標（案）を整理した。

指標（案）としては、農業に限らず有用と考えられる、「地理的要因」「人口統計学的要因」「生活・文化的要素」と多方面から指標を検討した。その結果、有効性や実現可能性の観点から優先的に検討することが望ましいものとして、全国を網羅でき、集落の生活圏の中心となっている「公民館・集会所」、各政策のもたらす効果を測るうえで欠かせない「国営事業」「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払制度」、従来は農業集落単位で活用しきれていなかった「農業集落への地形情報付与」の5つの指標（P45「農林業センサスデータ提供のあり方 まとめ」参照）に絞り込み、検討を行った。

いずれの指標も、実現に向けては検討すべき課題を残すものであるが、地域指標として目的に応じて様々なデータと組み合わせることでさらなる効果を発揮すると期待できるものであり、着手可能なところからモデル化し、検証していくことが期待される。また、これらの指標は次に述べる緯度経度情報との組み合わせにより、より強力なツールとして力を発揮するものとなる。

## 第7章 調査・研究結果まとめ(2/2)

本調査・研究事業では、農林業センサスデータのさらなる活用のあり方として個々の経営体に位置情報を付加する緯度経度情報の有用性についても検討を行った。なお、今回の検討にあたっては個人情報保護についてはあえて議題とせず、緯度経度情報の付与に伴う農林業センサスデータの有用性についてのみ議論を行った。

農林業センサスにおける農林業経営体の住所情報に緯度経度を付与することで、経営体や資源の取扱いに関するデータを「空間的」および「時系列」で把握することが可能となる。また、空間は「距離」や「時間」という新たな変数として活用することができるほか、緯度経度情報は柔軟にデータを構築することが可能であるため、既存のポリゴンデータや気象データ、その他の公表データなど、既存リソースをより広く、より深く活用することが可能となる。

従来までのデータが背景を持たない平面的なものだとすれば、過年次の農林業経営体へ緯度経度情報を付与することで、立体的で継続的なパネルデータとなり、より一層大きなメリットをもったものとなる。農業経営が集約され大規模農家が多数存在する現在、それらがどのような所に所在し、拡大してきたのか、後継者の状況はどうか、作付けの変化や農業集落内の集散による取組に違いはあるかなど、詳細な検討が可能となり、具体的に「予測」をすることが可能となる。

その可能性は単に農業政策として行政分野の施策や計画に用いられるにとどまらず、生産、加工、流通、販売に関わる企業や農業経営者全体に関わるものであり、生産性の向上や新規参入、後継者問題など、我が国の食料経済、フードシステム全体の中で様々な有用性を持った重要な情報となりえるものである。

緯度経度情報の付与については、個人情報保護の観点から大きな壁が存在するが、今後より柔軟なデータ提供や活用を図っていくうえで十分に検討する価値があり、今後、個人情報の保護や匿名性の確保に十分配慮したうえで、緯度経度情報を付与した農林業センサスにおける経営体情報の活用を検討していくことが望まれる。

さらに、緯度経度情報が付与された農林業センサスデータの提供が可能となれば、任意の範囲でデータの取得が可能となるため、目的に応じた柔軟なデータの構築・提供が容易になると考えられる。

本調査で検討を行った「新たな表章単位」や緯度経度情報を付与した農林業センサスデータの提供については、今後解決すべき課題が多々あることは想像に難くない。それでもなお、大きな可能性を秘めた貴重な公共財として、世界的にも類を見ない貴重なセンサスデータのより有効な活用のあり方として、まずは限定的な地域からでも検証し、モデル的に提供し、活用の実績を作っていくことが必要だと思われる。

※青字：有識者検討会で提案された指標

※赤字：現地実態把握で候補となった指標

※黄字：優先的に検討を行った指標

※緑字：指標として提案するもの

指標となる要素（案）	利活用の方法（案）	検討	関連データ
<b>地理的要因</b>			
<b>旧市区町村</b>	・合併により、旧市区町村が消滅している地域でも、行政区の基盤が維持されてきた地域は、旧市区町村範囲がコミュニティ範囲となる。	すでに公表されている単位。	活かすDBにて公表済み
<b>行政区・地域自治区</b>	・多くの自治体で活用されている行政範囲。自治体の地域別計画の基礎範囲となることも多く、利活用の可能性は高い。	行政区は、行政サービス提供や地域政策立案の基礎となる単位の1つであり、行政における活用可能性が高いと考えられる。	自治体保有
<b>自治会・町内会</b>	・地域住民にとって身近なコミュニティ。自治体にとっても自治会・町内会の活動は重要であることから、利活用の可能性は高い。 ・総務省では自治会等における地域活動のデジタル化の実証実験も行っており、長期的にはデータ連携の可能性も期待できる。	自治会・町内会は、地域住民による自治組織であり、地域コミュニティの実態を反映するうえで有用である。また、農業用道路など、農業的活動を実施している地域も存在する。	自治体保有
<b>学区（小学校区）</b>	・地域住民にとって身近な活動範囲であり、地域住民の生活に密接にかかっていることから利活用の可能性は高い。 ・中学校区・小学校区は国土数値情報で境界データが公表されている。	小学校区は、地域住民にとって身近な生活圏であり、地域コミュニティの基盤となることが多い。行政区や市町村では、過去の学術研究等でも調査範囲として活用の実績が多い。	国土数値情報
<b>町丁・字別</b>	・ほぼ全地域をカバーできる指標。範囲が狭く、詳細な情報の分析ニーズに合致する可能性がある。	地域の範囲が細かく、地域コミュニティの範囲としては適さないものと考えられる。	国勢調査
<b>地形（水利・渓谷等）</b>	・地形的条件により形成されたコミュニティ。 ・農業集落などは水利などをベースに形成されたものが多く、集落データとの整合性が取れやすい可能性がある。	地形は、集落の立地や農業形態、生活圏に大きな影響を与える要素であり、地域の実態を理解する上で重要な要素となる。本調査・研究においては、農業集落への地形情報（農業地域類型）付与することを提案する。	国土数値情報 基盤地図情報
<b>防災指定地域</b>	・各自治体で防災マップとして活用されており、災害発生時の被害状況の把握などで活用可能性がある。	用途が限定され、地域コミュニティの範囲としては適さないものと考えられる。	国土数値情報
<b>人口統計学的要因</b>			
<b>集落人口・戸数</b>	・集落の基礎情報。コミュニティが維持できる一定の人口・戸数で検証するといった活用方法の可能性。	人口による範囲検定には有用性があるが、地域コミュニティの実態が反映されない。	農林業セナサス 国勢調査
<b>集落内の農家数</b>	・農業集落の基礎情報。農業集落が維持できる一定の農家数で検証するといった活用方法の可能性。	結合する地域の選定に他の要素が必要となるほか、地域コミュニティの実態が反映されない。	農林業センサス
<b>年齢構成比</b>	・農家・非農家問わず、年齢構成比を軸とした検証。	年齢構成比が高い地域の活動動向の把握などに有用であるが、別途地域範囲の指定が必要となる。	国勢調査
<b>集落内の65歳以上の割合</b>	・少子高齢化によるコミュニティ維持に対する検証。	活かすDB（国勢調査）でデータ公表済み。	国勢調査
<b>就業状況</b>	・農業集落における農業など、職業がコミュニティ形成の指標となる可能性がある。	活かすDB（国勢調査）でデータ公表済み。	国勢調査
<b>世帯構成</b>	・地域によって世帯構成に変化が生じる可能性があり、世帯構成が農業活動へ影響するかの検証。	活かすDB（国勢調査）でデータ公表済み。	国勢調査
<b>過疎地域</b>	・総務省、国交省で「過疎地帯等における集落の状況に関する現況把握調査」を行われており、ひとつの指標となりうる。	地域の実態を把握するうえで有用な範囲とされるが、原則として市区町村単位での設定となる。	国土数値情報
<b>農林業の要因</b>			
<b>荒廃農地防止</b>	・同様の課題を有する集落によるコミュニティ形成の可能性。	データの可視化は重要であるが、本調査において、個別の活動は指標（案）としての優先順位は低いと考える。	・集落戦略 ・自治体によっては個別で公表
<b>農業用水路等の保全</b>	・農業用水路を共有するコミュニティ形成。 ・管理方法について集落戦略にて確認を行っている。	データの可視化は重要であるが、本調査において、個別の活動は指標（案）としての優先順位は低いと考える。	・農地・水保全管理支払交付金 ・集落戦略
<b>鳥獣被害防止</b>	・同様の課題を有する集落によるコミュニティ形成。 ・実施の有無について集落戦略にて確認を行っている。	データの可視化は重要であるが、本調査において、個別の活動は指標（案）としての優先順位は低いと考える。	・集落戦略 ・自治体によっては個別で公表
<b>農地の賃貸借・農地バンク</b>	・農地の利活用・集約について実態に即した指標。 ・農地中間管理機構による把握も可能。	データの可視化は重要であるが、指標（案）としての活用においては表章方法の検討が必要。	・農林水産省保有 ・農業委員会保有
<b>多面的機能支払交付金</b>	・事業実施のための活動組織。活動実態に即したデータ把握が可能。	農地や水路などの資源管理、景観保全など、地域の実態に根差した活動を行っている地域を特定する指標として有用である。	自治体保有
<b>中山間地域等直接支払制度</b>	・事業実施のための活動組織。活動実態に即したデータ把握が可能。 ・集落戦略の作成が必要であり、集落の現状や今後の方針に関する情報も含まれる。	対象農用地が定義されることで中山間地域の特性を反映していることから、地域農業の構造や課題を把握する上で有用である。	自治体保有
<b>土地改良区</b>	・土地改良事業による農業水利施設や農地の整備を行っており、地形的要素を加味した地域範囲の把握が可能。	土地改良事業による農業水利施設や農地の整備を行っており、地形的要素を加味した地域範囲を把握するうえで有用である。	土地改良区
<b>国営事業</b>	・国営事業を実施している地域を可視化することが出来る。 ・また、他のデータと組み合わせることで事業の効果を視覚的に捉えることが可能。	国営事業の受益地は、大規模な農業基盤整備が行われた地域であり、地域農業の構造や生産力に大きな影響を及ぼす地域と考えられる。	国
<b>栽培品種</b>	・栽培品種を軸としたコミュニティの形成や組織形成の可能性。	指標（案）としての活用においては表章方法の検討が必要。	作物統計
<b>集出荷場・共選場</b>	・果樹や園芸等は集荷場・共選場の影響力が強い地域も存在する。	農業実態の把握において有用であると考えられるが、JA保有のデータが必要となる。	JA
<b>共販型・個別型</b>	・共販型と個別型それぞれの地域で、農業集落のあり方が異なる可能性。	農業実態の把握において有用であると考えられるが、実態把握が難しい。	JA
<b>地域計画（人・農地プラン）</b>	・地域の関係者が協議の場を設置することから、地域実態に即した組織となる。 ・協議事項が定められており、横並びのデータ比較が可能。 ・現在は地域計画の策定が進められている段階。	農業の実態に即した地域区分が計画の中で設定されていることから、農業政策の検討範囲として有用である。	自治体保有
<b>オーガニックビレッジ</b>	・有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の市民を巻き込んだ地域ぐるの取組を進める市町村。 ・有機農業生産づくり推進事業として実施自治体を把握している。 ・「オーガニックビレッジ宣言」の際、有機農業実施計画を策定、有機農業の現状や目標、取組内容の情報が含まれる。	施策効果を測るうえで有用であるが、指定の範囲が市町村となっている。	農林水産省保有
<b>地理的表示(GI)保護制度登録商品</b>	・地域ならではの自然的、人文的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質・社会的評価等の特性を有する商品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。 ・登録申請時の申請書に農林水産物等の区分だけではなく、農林水産物等の特等の情報が含まれる。	施策効果を測るうえで有用であるが、指定の範囲が市町村となっている。	農林水産省保有
<b>GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト登録者</b>	・農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者等のマッチングや支援を行っている。 ・登録時に経営実態だけではなく、輸出を希望する品目等の情報も含まれる。	施策効果を測るうえで有用であるが、指定の範囲が市町村となっている。	農林水産省保有
<b>文化的要因</b>			
<b>神社（祭事）</b>	・神社の氏子が地域コミュニティの基礎となっている地域も多く存在。	地域コミュニティの軸として有用であるが、コミュニケーション範囲の特定が別途必要となる。	
<b>コミュニティ活動・イベント</b>	・地域づくりの基本となる活動。活動内容によってターゲットが異なる。	コミュニティ形成において重要な要素であるが、本調査において個別の活動は指標（案）としての優先順位は低いと考える。	・農林業センサス ・自治体保有
<b>防犯・防災活動</b>	・過去の災害や防災活動に基づくコミュニティ形成。	コミュニティ形成において重要な要素であるが、本調査において個別の活動は指標（案）としての優先順位は低いと考える。	
<b>買い物支援</b>	・買物困難地域や交通空白地域が生活環境の維持のためにコミュニティを形成。	生活圏同様、活動範囲の特定に有用であるが、地域によって購入の市区町村に跨る場合もある。	
<b>生活圏</b>	・働く世代の就業アクセス、DOD、コミュニティバスのエリアなどによる地域範囲の把握。	生活圏同様、活動範囲の特定に有用であるが、地域によって購入の市区町村に跨る場合もある。	・農林業センサス ・自治体保有
<b>公民館・集会場</b>	・地域の集会施設を軸としたコミュニティの形成。	公民館・集会場は、地域住民の集会や交流の場として、地域コミュニティの重要な拠点として有用である。公民館や集会所を中心地域を把握するケースも存在する。	・国土数値情報 ・自治体保有
<b>補助金</b>	・農業・非農業問わず、補助金活用の効果検証へ繋がる。	本調査では農地の機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度を検討。	
<b>消防団</b>	・地域の活動組織を軸としたコミュニティの形成。	コミュニティ形成において重要な要素であるが、本調査において個別の活動は指標（案）としての優先順位は低いと考える。	・自治体保有